

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことにします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。

質問は演壇及び一般質問者席で行い、終了時間は議長がお知らせをいたします。

よろしく願いをいたします。

それでは、順番に発言を許可します。

4番、菅家忠君の一般質問を許可します。

4番、菅家忠君。

〔4番 菅家 忠君 登壇〕

○4番（菅家 忠君） 通告書の基づき質問させていただきます。

質問事項は、未来をつくるべき世代の仕事についてであります。

質問の要旨を述べます。

人口ボーナス期と人口オーナス期という考え方がございます。生産年齢人口が従属人口を上回る、もしくは増加している状態をボーナス期、反対をオーナス期という考え方でありませう。日本では1960年代から90年代、いわゆる高度成長期でございます。その間が人口ボーナス期であり、それ以降はオーナス期となっており、日本には二度とボーナス期はこないとされております。以下について伺います。

今、日本の発展はボーナス期という時代に合わせた働き方ができたために、このような経済に実現できたというふうに考えられております。しかし、今はオーナス期に入っております。特にこの只見町、生産年齢人口がとても減っております、そのオーナス期に合わせた働き方、役場内でできているのか、町長の考え方を伺いいたします。

二つ目、総務省作成しております、自治体DX推進計画概要の計画の本質は何だと捉えていらっしゃるのか、町長の考えを伺います。

三つ目、先ほどの一つ目、二つ目の質問を踏まえ、未来をつくるべき世代、そちらがやるべき仕事とは何か、各世代の状況分析とあわせて、町長の考えを伺います。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） おはようございます。

それでは、4番、菅家忠議員のご質問にお答えいたします。

未来をつくるべき世代の仕事についてであります、項目ごとにお答えいたします。

はじめに、今の只見町は人口オーナス期に合わせた働き方ができているのかというご質問でございます。

菅家議員お質しのとおり、人口オーナス期とは人口構成の変化が経済にとってマイナスに作用する状態で、働く人よりも支えられる人が多くなる状態であると言われており、まさに、今は人口減少と少子高齢化が顕著になり、労働人口が減少し社会保障制度の維持が難しくなっている人口オーナス期であると考えられます。

この人口オーナス期において、経済発展しやすい働き方は次の三つだと言われております。

一つ目が、なるべく男女ともに働く。二つ目が、なるべく短時間で働く。三つ目が、なるべく違う条件の人をそろえることとされています。

これを基に、只見町役場についてみてみますと、一般行政職に限っておりますが、昭和60年度は職員数96名中、女性が13名で比率は13.5パーセントとなっておりますが、令和3年度は職員数70名に対し女性が16名となり、比率は22.9パーセントと増加しております。

働く時間については、各業務のシステム化やパソコンの導入など、技術革新により作業時間は短縮されておりますが、新たな事業の増加や職員数の減少により、一人当たりの業務量は

減っていないと考えています。

また、再任用制度や会計年度任用職員制度の導入や地域おこし協力隊の採用、育児、介護休暇の導入など多様な労働環境が整備されております。

このような現状を鑑みますと、人口オーナス期に合わせた働き方については、まだ十分とは言い難いと考えており、今後も只見町に合った働き方改革に向け研究してまいりたいと考えております。

次に、自治体DX推進計画概要についてであります。

ご質問のとおり政府は、令和2年12月25日に対象期間を令和3年1月から令和8年3月までとした自治体DX推進計画を閣議決定しました。

同日、閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会へ、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が示されました。このビジョン実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割が極めて重要であり、自治体DXを推進する意義が大きいとされています。

推進計画の重要取組事項として、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化、AI・RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底が挙げられていますが、この重点取組事項を実施する自治体DXにおいて必要な視点は、住民サービスの向上だと認識しております。

自治体DXでは、役場の手続きや業務の効率化が考えられますが、DXを推進していくうえで大切なことは、効率化だけでなく行政サービスの質が向上し、住民の生活がより豊かになることです。慣例にとらわれることなく、どうすれば住民にとって良いサービスを提供できるかを常に検討していく必要があると考えております。

DXに取り組むうえで、全庁横断的な体制の構築やデジタル人材の確保・育成が必要であり、ある程度、長期的な視点をもって本町のDXに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、未来をつくるべき世代がやるべき仕事とは何かについてであります。

私は、全ての職員が、その経験や知見、技術を活かし、それぞれの立場で只見町の未来をつくっていくものであると考えております。

先に述べましたとおり、人口オーナス期であるとともにコロナ禍にある現在、働き方に大

きな変革期を迎えていると認識しております。

I T技術を活用し業務の効率化を図り、短期間で成果が上がる働き方を模索するとともに、行政サービスの質の向上も図ってまいりたいと考えております。

また、多様な人材の確保を図り、様々な視点のアイデアを取り入れ、時代の変化に対し柔軟な対応ができる職場環境を醸成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） では、再質問させていただきます。

再質問の前に、議長、資料の配付を許可願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） まず、最初にですね、共通の、共通言語と申しますか、共通の認識を持つことが議論するうえで重要だなと考えておりましたので、最初のページは人口ボーナス期と働き方についてまとめておりましたので、この考え方はまったく同じでございますので、ここを議論する必要はないかと思っております。

あと、各振興センターのほうで傍聴されている方。そちらにも資料を置かせていただきましたので、そちら、ご希望があればご覧になってください。

こちらの表のところ、人口ボーナス期のところ、オーナス期のところは議論する必要がないと考えますので、さらに少し、ちょっと、まず、議論の前に、人口の問題、人口減少というものについて共通の認識を持っていきたいと思っております。

まず只見町のほうは人口減少、非常に、人口減少著しくなっておりますが、世界的に見たところ、いわゆる、あんまり好きな言葉ではありませんが、先進国と言われるところですね、そちらの特に人口の面で合計特殊出生率というものがございます。只見町は1.4、日本では1.4ほどで、只見町もそれに同じような数字となっておりますが、こちらの出生率、只見町が出しております人口ビジョンのほうではですね、最終的には2.3を目指すと、こちら書いております。只見町人口ビジョン、令和2年度改定の部分でございますね。こちらのところ、人口減少が下がってきておりました、令和22年ですね、そこには2.3の出生率を目指すと書いてあります。出生率2.3というのはどのぐらいの規模のものなのか。それ

が実現できている国はあるのかどうか。そういった、ここの数字の根拠となった裏付けですね。そういったところをまずご回答お願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 誰が発言されますか。

地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問にお答えします。

出生率のお話でございます。只見町の人口ビジョンということで、総合的に、改定版ですと、令和22年、2040年に3,000人を目指すといった中身でございます。令和2年の出生率の目標は1.79ということで、2.3を目指すという形になっておりますが、その中で、人口も減少いたしますし、社会増減も転入者を増やすというような形でいった場合に、若い世代が人口ビジョンのほうで改善をされていって、人口ピラミッドが改善されてくというような中身で最終的に出生する人数も増えるといった中で、人口3,000人を目指していった場合に、相関関係の中で2.3を目指していくと、この数字に近い形になるというようなことで、こちらのデータは出させていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 先進国ですね、今、出生率2を超えているところは、今ないというふうなデータが出ているところを確認しております。今、経済成長著しい中国も今、合計特殊出生率は1.7でございます。アメリカも勿論、2を切っております、フランス、スウェーデンといったところ、少子化問題にある程度、成果が出たと言われる国でも2は超えなかった。今現在超えてないと。ということは、合計特殊出生率、少子化問題に打ち勝った国は今のところまだないというふうにされております。打ち勝ったというのは2を超えているところでございます。で、例えば最近ですね、明石市やつくば市といったところ、非常に子育て世代に力を入れていらっしゃる行政のところでもですね、人口は増えております。しかし、出生率というのは2を超えておりません。それほど、こちらの合計特殊出生率というのは非常に厳しい状態というところで、まず前提を、共通の認識を持っていきたいというふうに考えております。

何故、この、ちょっと、出生率のお話をさせていただいたかということですね、こちら出生率というのは、何故落ちてきているかというところは、女性の社会進出がなったからだというふうに考えられております。女性が社会に出て活躍されて、晩婚化のために出生率がちょっと落ちてきているという考え方がございまして、それほどこの国も同じような考え方だそ

うです。ですが、とても喜ばしいことでありまして、オーナス期に入ると、多様な人材が求められるということは、まさにそういったところの背景があるということも共通認識としてお話をさせていただきたいなと思いました。

ですので、こちらの只見町の人口ビジョンの2.3というのは非常に厳しい数字というところを見ておりまして、そのうえで、この後の資料のところの人口ビジョンというもの、いただいたところのお話をさせていただきたいと思います。

少し、ページめくっていただきまして、人口の、資料の4ページでございます。只見町の人口推移という円グラフのところを見ていただきたいと思います。こちらはですね、こちら、人口ビジョンに書いてあります、社人研というところのデータ元。こちらのデータの元になったものを円グラフで出しているものでございます。只見町の人口の推移、大きく分けまして、昭和60年、35年前は6,731人おりまして、生産年齢人口というものが、こちら7割ほどでしょうか、かなり多く比率としてはありました。で、平成31年、大体现在の数字でいいますと、4,243人になりまして、生産年齢人口は50パーセント、人口比率としては減っております。それからこちらの20年後ですね。出生率が2.3ではないところ、人口3,000人を目指すけれども、実際にはこっちではないかという社人研のデータの元の2,607人という元手は、さらに生産年齢人口が約50パーセントほど減るだろうというふうに見込みが立っております。で、私が今回その、ご質問させていただいたのは、この人口、特に生産年齢人口が今より半分になる20年後に、例えば町の普請だとか、そういったものが維持できるだとか、やれる、想像が私はちょっとつかないもので、かなり危機感を覚えているので質問させていただいたというところでございます。こちら、私が作ったものではなくて、データただ書いてあるものでございます。

その下の只見町職員推移というところ、こちら資料要求させていただきまして、総務課からいただいたデータでございまして、こちら、その職員とかって、ちょっと、私の言葉が足らずに、こちらいただいたデータとしましては一般行政職の人数でございます。こちら保育士や医師の方々、看護師の方々、そういった方々を除いた職員の方々ということでございまして、そこで少し、ちょっとここをご質問したいと思っております。上のところ、60年と、31年と、22年というところで、人口に対する職員数の割合という形で見ていただくような形にしたんですけれども、昭和60年はですね、職員の皆様が96名いらっしゃったと。こちらご答弁でもあったんですけれども。で、平成31年には、ほとんど現在のところでは

74名というふうになっております。で、逆に、令和22年ですね、約20年後には83名と、9名増えてる見込みで職員の採用の計画を立てられているということでございます。こちらはですね、今現在の職員の方はどのぐらい足りて、不足しているというふうな認識でしょうか。ご回答お願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 今現在、職員がどのぐらい不足しているかというご質問でございますが、何人というふうに今現在申し上げることはできませんが、これまで退職、年度途中での退職等もございました。で、その退職に対する補充がしっかりできていない部分もございますので、若干名の不足は生じているというふうに感じているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） ここでもう少し、職員の方々の働き方についてご質問させていただきたいと思うんですが、昨日のご質問でも会計年度職員の方々いらっしゃるというふうに伺っております、予算の執行権があるのは正職員の方だけなんでしょうか。その、例えばその予算書に出ている大きいような事業だとかですね、ああいったもの、責任もって執行される職員の方が、会計年度職員の方も同じ、同じまではいかないですけれども、あれば、そんなに、正職員の方々の負担は減るのかなとは思っております。けれども、なかなか、会計年度職員の方々に、責任ある仕事がなかなかできないのであれば、また少し違った採用の方法を考えなければいけないのではないかなというふうに推測いたしましたので、そういったところ、正職員の方々のお仕事と、できれば正職員の方々には正職員にしかできないお仕事をやっていただいたほうが良いと思っております。なので、そういったお仕事のバランスというか、そういったところ、少し教えていただけるでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 会計年度任用職員の方々についても様々な業種に就いていただいております。特にあの、昨日もございました、資格を持って働いていただいている方については、その資格に基づいて働いていただいているところですので、ほぼ、職員の方と同じ仕事をしていただいているということでございます。

ほかに、一般の事務職という形ですと、やはり事務補助という形で任用させていただいておりますので、あくまでも職員が行う事務に対して補助をしていただくというようなことで考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） そこでですね、少し、前のページあるんですが、生産性の高いチームというところなんですけれども、こちらのところ、後で読んでいただきたいと思うんですけども、その下の段のところですね、今の仕事というのは非常に難しくなっているというふうな考え方がありまして、例えば、人件費が非常に高いと。あと仕事がとても複雑になっている。いろんなことに同時に注意しなければいけないというふうに言われておりまして、たぶん、いろんなことというのはどういうことかと申しますと、例えば民間の会社であれば、売上を上げましょう。SDGsを実現しましょう。コンプライアンスを守りましょう。環境に配慮しましょう。そういったことを同時にやらなければいけないので、それは行政の方々も同様かなと感じております。そういった方々に対して、非常に業務が難しく、煩雑になっている状況ではないかなと思いますので、そういった方々に対して、そういった、職場環境への投資が必要ではないかなと考えております。職場環境の投資というのはですね、外部の今、民間の方々が普通に使っているような便利なIT技術のようなもの、そういったものをどんどん導入するべき必要があるのではないかなと考えておりまして、国のほうもそのように考えておりまして、デジタルDXの推進という話をされていらっしゃるのではないかなと思います。

で、こちらのですね、その、こちらの只見町の職員の人口の推移のところですね、極端に穴があく場所があると思うんです。例えば令和22年の40歳から49歳のところ、そこから4人ずつぐらいしかおりませんで、極端に凹んでいたりですね、今働き盛りというか、真ん中のあたり、層が、昭和60年代にはとても層が厚かったところが、今全体的に層が薄くなっているという、ここのあたりに負担がかかってくるのではないかなというふうに予測されますので、そのこの箇所をどのように補うか。いわゆる弱点をどういうふうに補っていくのかというところが重要かなと思っております。それはただ単に、その正職員を入れれば良いという考え方ではないというふうに私も思っておりますので、そののですね、今現在困っている部分というんですかね、そこをどういうふうに補っていくか、弱い部分を、ここの表で、まず人の数という部分で弱い部分が見えている部分をどのように補うのか。その考え方をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） まずあの、この令和22年の職員数の考え方を若干申し上げさせ

ていただきたいと思います。今回、資料要求がございました。22年の見込みということで作成をさせていただきましたが、現在の職員の、一応、60歳での定年という形で、これから定年を迎える方をその年度から外していくと。で、プラス、採用、新規採用についてでございますが、一応、毎年、2名。高卒と大卒。それも新卒の年齢で計算をさせていただいております。単純にそういったことで、今回、この資料については作成をさせていただいたということでございますので、あくまでも機械的な見込みであるということをご理解をいただければと思います。そういった中で、薄いところ、厚いところ、ある、出てくるということでございますので、採用の中である程度の年齢構成等も鑑みながら、採用コードを行っていくという部分もあるかと思えます。またあの、言われるように、DX、そういった部分、RPAですか、そういったものを含めて業務の効率化、勿論図っていかねばいけないというふうに考えてございますので、そういったことで検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 外部人材をどのように使うかというところ。例えば、磐梯町。近くの磐梯町ですと、外部人材の使い方が非常にうまいというふうに考えておまして、只見町、外部人材の使い方、どのように考えているのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 外部からの登用ということで、様々な制度、企業人、地域おこし企業人ですか、会社の中で、その相手の会社と契約をさせていただいて、会社から派遣いただくというような制度もございまして、今年度も1名ですか、活用させていただいていると。今後もそういったものを活用すると。あとは、地域おこし協力隊。こういった方の募集も継続させていただくというようなことで、外部からの人材登用、そういったものも積極的に行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） そちらの考え方も理解しております。把握しております。

ほかの地域ではですね、外部人材、どのように活用していらっしゃるかといいますと、いわゆる関係人口ですね、もしくは只見町出身で今、今ほかの地域で活躍されている方に、行政の町の仕事を副業として、専門職の部分を副業として手伝っていただいているというような事例があります。例えばどういうことかと申しますと、IT支援員であったりだとか、情

報統括の部分であつたりだとか、そういったところ専門的な方というのは町出身の方でもいらつしゃると思います。そういった方々の専門で、例えば8時半から5時という仕事を手伝っていただくのではなくて、その方にとっては副業として町の仕事を手伝っていただくというような働き方が、今もう既に実施されているようでございます。そのためにはですね、今の役場の仕事のやり方でできるとは私は考えておりませんので、そのためのデジタルDXの推進というものを国が打ち出しているんだと思います。国が自治体DXを推進しましょうというところに関しては、もう地域で、地域に来て、今の人材でやってくださいというのはかなり厳しい時代ですというふうに認識しております。ですので、町に縁がある関係人口の方々が、違う場所にいても、町のことを仕事ができる環境を整えましょうというふうな考え方はないかなと考えておりますが、只見町は今どのように考えていらつしゃるでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） おつしゃるとおり、リモートであつたり、そういったことで、その場になくても会議等はできるというふうな状況、そういった部分、町も積極的に、できるところから今、活用させていただいているところでございます。

また、国のほうでもテレワークの推進ということでも言われております。ただ、町の仕事、様々ございます。現場に出なければいけない仕事、窓口業務等々ありますので、どこまでテレワークという形でできるのかという部分、今現状では町のほうで固まったものを持っているものはございませんので、これから研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。言われますように、そういった中で、外部の人材の登用、関係人口、どういった方を登用するのかという部分も、具体的に今考えているわけではございませんが、そういったことも検討していかなければならないというふうには考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） では、具体的に、では、その、例えばですね、その外部の方々、関係人口の方々と副業として専門的な仕事を手伝っていただくとしましたら、どのような考え方、どのような仕事のやり方の変化になるかというところの考え方の一つは、次の6ページに少し記載させていただいております。

こちら、時代の変化により、コミュニケーションの数が増加というふうなタイトル書かせていただいておりますが、こちらはですね、まず、よくあるのが、ピラミッド型ですね。トップから指令がきまして、たくさんの方々に仕事の指示がいきまして、その報・連・相で

上にあがっていくというピラミッド型。こちら、とても馴染みがあるものでございまして、イメージがつくものでございます。例えばこれが、昭和で人口ボーナス期で活躍した考え方だとされておりまして、人口ピラミッド、人口のピラミッドも、この仕事のやり方のピラミッド型ですと、とても有効だというふうに考えられているコミュニケーションのやり方だそうです。

それで真ん中にいきますと、濃い青が一つありまして、周りに薄い青があると。その濃い青というのが、いわゆる管理職であったり、トップであるというふうに言われておりまして、先ほどに比べますと、この真ん中の棒線が非常に多い。ということは、それだけコミュニケーションの数が増やせるというところでもございまして、こちら中央への報・連・相。例えば、手段としましては、先ほどのは対面であったり、電話であったりとか、ピラミッド型だそうですが、こちらの真ん中のところは、例えばメールであったり、FAXであったりだとか、そういったところのものができまして、こういった働き方されてきていたのが平成の時代というふうに言われておりますが、こちらは個人の能力で管理できる数がかなり変動するなというところで考えられているそうでございます。

で、これからどのような時代になっていくかといいますと、こちらN対Nと書いてありますが、複数の方々で複数の方々で仕事をしていくと。イメージしやすいのは、LINEのグループですね。グループラインというもの、あれの形でございます。ああいった形で情報のやりとりがされていくと。で、何が一番違うかと。そのメールと、グループラインと何が一番違うかという、基本的にはグループラインのほうは、情報は取りにいくものでございます。報・連・相で連絡が上がってくるものではなくて、管理職の方々は情報を取りにいくと。現場の方々、いろんな方々がやっているところに、自分が管理できるように、今、進捗を確認していく、取りにいくというところが一番考え方として変わってきているところだそうです。

で、先ほどのですね、今ここにいらっしゃる課長の皆様方のほうはですね、入社の時、先ほどの職員数のところに関しますと、ピラミッド型でずっとこう、お仕事に従事していただいて、町の発展に貢献していただいたと考えております。ですので、今段階ですと、今、ピラミッド型ですと、一番上の部分にいらっしゃる場所に近いと思うんですけども、その仕事のやり方、そのおかげで今の町の発展もありますし、頑張っていたいたんですが、とてもその、時代の変化というものが変わってきておりまして、仕事の管理職の方々の仕事も

考えなければいけないという、ちょっとあの、とても大変な仕事になるなというのがデータの一つとして出しているの、心苦しいなというところはあるんですが、管理職の方々が、の仕事が変わるところが非常に望まれているというふうなところもデータとしてありますので出させていただきました。

こういったその、一番右の、情報は取りにいくもの。複数対複数の仕事のやり方をしておいて、自分が今そこにいなくてもできる。オンライン会議はいなくてはできませんけれども、いなくてもできるようなもの。例えばそのチャットであったり、SNS。あとはプロジェクト管理ツールという、その複数の人達でやるものですね。例えばその、昨日あった、移住者の方々がどの状態に今いらっしゃるか。例えば地域創生課で窓口で受ける。じゃあ、住宅を探すのであれば町民生活課になりますと。そういった複数の課でまたがる時に、プロジェクトの管理をするようなツールというものが必要になってきまして、それがあると外部の方とも何不自由なく仕事が、少し不自由ですが、仕事ができやすいというところの考え方があります。

ここのその、とてもその難しいところではあるんですが、こういった考え方があるというところ、管理職の仕事も変わらなければいけないというところの一つ見方があるのですが、こちらの見ていただいたところの印象というか、資料の訂正などが、何かご指摘がありましたらお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 今ご提言いただいた部分については、特にあの、こちらで反論するものはございませんが、そういったことで情報をまず、共有すると。共有の仕方も様々なツールがあるというご提言だと思います。L o G oチャットですか、ちょっと私、名前、詳しくわかりませんが、そういったものを活用して、みんなと一緒に情報を全員で共有しているというようなことで業務を進めていくということは、うちの役場内でも始めている部分もあると聞いております。そういったことを今後研究しながら、それが全庁的に、こういった形でできるのかというのは考えていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） では、あと自治体DXのところは少し、具体的な話をさせていただきたいと思うんですけれども、先ほどの答弁では令和8年度3月末までにやりましょうというところ、総務省出しておりますが、令和4年度までに、できれば目標としてやりましょうと

掲げているものがございます。そちらは例えば何と認識されているでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 今、具体的な、町としての計画、スケジュール的なものは、申し訳ありませんが、計画、定まっているものではございません。で、今年度、県の事業を活用させていただいて、そういった、どういったことが、DX、町として進めていけるのかといった業務に対して活用できるような場というところを、今、(雑音のため聴き取り不能) いるところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） こちらがですね、総務省が出しております自治体DX手引書ですね、概要版だと思うんですけども、令和4年度末に目標値としまして、行政のオンライン手続きをできるようにしましょうというふうに書いておりました。誤りがあれば申し訳ございません。で、令和4年度末ということは、一年半後でございますね。一年半後にはオンラインで行政の手続きができるように頑張りましょうというふうな目標を掲げられております。それが何から始まっていくか。行政手続きの何から始まっていくかと書いておきますと、子育てと介護でございます。その二つを重点的に進めましょうと書いておきます。例えば、子育て世代で妊娠しておりましたら非常に時間取りにくい。また、只見にご両親残されて違う場所で生活されている息子さん家族だったりしますと、そういった手続きというのは、わざわざ町に来て手続きするのは非常に難しいと。非常に時間的制約がかかるというところ、コストがかかりますので、そういったところから始めましょうというのが具体的に打ち出されております。

で、私は今回、もう一つ今回質問させていただく、その危機意識の問題でございますね。その国が出されている指針に対して、町がどのように取り組むか。それに対して期日が設けられており、どれだけ危機感を持って取り組んでいращやるのかというところが、今回の一番のご指摘したいところでございます。

今、私の感じるところでは、こちらの答弁書に自治体DXの大事なことは、住民サービスの向上であると。それに対して国が指針出しているものに対して、今まだ、国は令和4年度末と書いておられますが、町としてはまだスケジュールはございませんというような内容のご発言だったと思いますので、少しそれは寂しいなという印象でございました。

あと次のページめくっていただきますと、自治体DX全体手順書というところがございま

す。こちらがその、どのように進めていったらよいかというものが国が出しているものでございまして、今、町がどの段階にあるかというところは、後で庁議などで活発なご意見が出れば良いなというふうに考えておりまして、私のほうでですね、今回その考え方、答弁書の内容というのはまったく同じ考えでございましたので、その答弁については議論はするところはないと思っております。で、町のほう、只見町は既に自治体DXが始まっており、一つ、大きな成果が出たと私は考えております。大きな成果出たものと捉えておりますのは、新型コロナウイルスのワクチンの接種でございます。で、どういうことかと申しますと、DXというのは、デジタルでなんとかしましようという考え方ではないと思っております。まさにご答弁にあったように、住民サービスの向上、利用者視点に立ったサービスをつくっていくという考え方だと私は考えております。それに対して、デジタルがよいところはデジタルでいいよねという考え方だと思っておりますので、今回、町の新型コロナワクチンの接種の方法は、現場の方々、今町はこういう状況で、こういうノウハウがある。このようにしたらスムーズに接種がいくだろうという、利用者視点からのやり方があがってきて、それで決着がおりて、町民の方々から素晴らしい評価を得たと考えております。それが自治体DXの本来あるべき姿で、しかも大きな成果が出されているというのが、只見町はとても今、一歩二歩進んでいる、ほかの自治体より進んでいる状態だと私は考えております。あとは、国が出した指針に対して、例えば今、国がですね、接種の仕方はあれでよかったのか。国のやり方ですね。国の給付金のやり方。私から見れば、とてもスピードが遅いように感じております。ですので、国が出した指針に対して、町がどのように取り組みかという、主体的な、こちらの考え方とか、行動というのが大事であると。それが出遅れると、国がこれをやっってくださいと言ったものに対して、後追いで仕事をすると、業務量が一気にしわ寄せがきて、働いていらっしゃる職員の方がとても大変になるのではないかと考えているので、このタイミングで発言しております。

こちらの令和8年度までにやりましょうという中に、ガバメントクラウドという、クラウドのサービスを使って行政のシステム、移行をしましようというのがございます。みずほ銀行はですね、システムの移行がめちゃくちゃ大変だったと、いろんなニュースで出ております。あれの小さい版が只見町に振ってくるとすれば、今ある業務ではちょっと、対応できないと。今ある業務で、プラス、あれをやるというのは、非常に職員の方に負担がかかると思うので、できれば今のうちに早く進めていただきたいと思いますと思っております。

そういった考え方を持っているんですが、今の話を聞いて、その自治体DXだとか、そういった町の現状、少しお考えをお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） ワクチン接種につきましては、本当にお褒めいただきましてありがとうございます。

おっしゃるとおり、町民目線に立って、事務を進めていくということ、本当に大事なことだなというふうに改めて感じさせられたところでございます。

そういった面は置きまして、自治体DXの関係でございます。今ほど出ました、その自治体の情報システム標準化。共有化。これ、国のほうで打ち出されております。主要な17業務だったと思いますが、それを全部、標準化をして、どこの市町村でも同じシステムを使っていく。同じ形で申請とかできるような形にしていこうということだというふうに認識しております。ただ、様々、今、現状、各市町村でシステムを使って、市町村独自のバージョンアップと申しますか、アップデートというか、作っている部分もあります。それらをどういった形で標準化していくのかという部分が、これは国主導でやっていただかないと、また全て、市町村バラバラなシステムになってしまうということになってございますので、そういったことは国の今後の進め方、注視してまいりたいというふうに考えてございます。

あと、オンラインにつきましても、やはり今、マイナンバーカードの普及。それを基に様々な申請をしていきたいと思いますというのが国の考え方でございますけども、マイナンバーにつきましては、なかなか、普及してっていない。町内でもそれほど取得率は高くないというふうに今考えてございます。そういったものもどうやって普及していくのかという部分も踏まえて、今後検討していかなければいけないのかなというふうに感じているところでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） ユーザー視点というか、利用者立った視点というところで、私、少し、もう少し、町のサービスというか、手続きがこうだったらなと思うことがありましたので、ちょっと私ごとですが、少しお話させていただきます。

私、第2子が生まれまして、チャイルドシートの補助金をおかげさまで使わせていただきました。チャイルドシートというのは、生まれたときには、もう買ってある状態でございます。車に取り付けて子供を迎えに病院に行くということなので。例えばですね、それが使え

ますよというタイミングは、利用者にとって、いつが最適なのか、というところからサービスというのは、そういう補助金はスタートするところだと思うんです。そうしますと、私が考えるのは、母子手帳をいただくときですね、生後何ヵ月かになった時に、母子手帳を保健福祉課なり、保健師の方々にいただきに行くので、その時に教えていただくのではなくて、母子手帳と一緒に、こういうサービスがありますよと。例えば、紙一枚。じゃあ、これが出産前に、町が（聴き取り不能）している補助金ですと。で、出産後にはこういう子宝祝金がありますよ。これには手続きいりますよ。これには手続きいりませんよ。だとか、そういったものが、そのタイミングであると、これは保存してくださいというふうなところになると、職員の方も、そのケアミスというか、イージーミスもなくなりますし、仕事も減ると。尚且つ、そういったものが対面で、もしミスが起こった時には、町のホームページに載っていれば、とてもあの、用意してあるものに対して、利用者にとっても優しいサービスだなと考えております。で、そういったその、町のホームページを見てもらうということは、私、とても大事なことだと思っております、これからの時代は官民共創という、民間の方々の力を得て、共に作っていきましょうと。今回の駅前のごともそうですけども。そういった時にですね、民間の方々の力を得るといことはどういうことかということ、接触回数が必ず重要なわけなんです。で、接触、たくさん、その方とたくさん会っていけば、たくさん仲良くなれる機会が増えていくというふうに、心理的なところですね、があるというふうに言われているものがありまして、なので、町に対して何か協力したいという時は、例えばホームページに興味を持ってもらって、きてもらわないといけないわけですし、それがひとつの接触回数であって、今の町への官民共創というのは、とても、じゃあ、有識者の方に来ていただきました。例えば意思の決定権はあまりありません。意見をいただきました。じゃあ、こちらで意見まとめます。で、こうなりましたというのは、少しあの、共創という部分では少し、もう少し違うやり方があるのではないかなというふうには感じております。ですので、例えばその、町の、共創というのはですね、どう申しますか、町民の方々に、いかに武器を持たせられるか、渡せられるかというふうな感じで私考えておまして、その武器というのは情報でございます。今、町が持っている情報を、どれだけ町民の方々にお渡しできるかというのが、民間の方々の力を借りる時は非常に重要だと思っております。ですので、今回、今、町のホームページですね、道の駅のところというのはいろんな考え方があるんですけども、情報がストップしているんです。第2回までしか。3回・4回のところはないんです。出て

おりません。そういったところが、町民の方からの信用を失うと。せっかく町のホームページにきて接触回数が増えたのに、それに対して情報を出していないために信用を失うという、逆にそういうふうな作用も出ておりますので、なので、町の人と一緒に何かをやるという時には、情報を必ず、どれだけ渡せられるか。意思決定権をどれだけ相手に渡せられるかというのが、これからは大事になってきます。ですので、私はよくその情報を出してほしいとか、ホームページに情報を出しているところは、そうしないと信頼関係が築けないんです。町民の方と。その段階で何か手伝ってほしいというのは、少し無理があるなと感じておりますので、そのような意見述べさせていただいております。これについて、お考えをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問、ご提言の中で、ホームページのほうのご意見がございました。ホームページのほうにつきましては、昨年度、リニューアルをさせていただいて、今年度も若干ずつではありますが、情報の更新をさせていただいております。ただ、今回、ご指摘いただきました道の駅の関連については、そちらのアップデートというんですかね、情報の更新がなっていなかったというところもございますので、尚また、再度、中身確認させていただいて、少しずつではありますが、そういったところの情報出し、というところで、しっかりと引き続き出させていただきたいと考えております。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 菅家議員からご提言いただきまして、ありがとうございます。

私、この資料をいただきまして、私が一番こう、思ったのは、3ページというんですか、見開きでいえば2ページになりますが、生産性の高いチームとは、と書いてありますが、やはり、心理的安全性が高いことが生産性の高いチームを作るのに重要と。私はまったく、ここ大事だなというふうに思っております。やはりあの、リーダーシップが強いリーダーがいるチームでもなく、有能な人材がいるチームでもない。このチームの中なら自分の意見を笑われない、拒絶されない、罰されたりしないことが重要と。そういった中で初めて率直な意見交換ができて、化学反応を起こしてアイデアが生まれるということは、まったく私はそういうふうに思ってます。思ってますといえますか、私もそうありたいというふうに思ってますので、そういった中で、やはりあの、ボーナス期、オーナス期、なかなかあの、私も不勉強で、カタカナで耳慣れなったんですが、意味としてはよく教えていただきましたのでわかります。どうしても行政は、ここでいう人口ボーナス期の行政スタイルに、まだなってい

るんだろうなというふうに私自身も思っています。ですから、住民の方々の一番根幹である生活面、安全面、福祉面。そういったのをきちんとまず、行政はやらなければならないと、それは当然であります。質の向上に繋がります。やらなければいけません。

あとは、もう一つ大事なものは、地域振興と言いますか、経済的なこと含めて、地域の振興発展をどうやっていくのかということも行政に求められています。たぶん、今までの行政であれば、補助金とか、助成金を、交付金をやって、団体とか、グループに、頑張ってくださいという、お金でやってました。ただ、今その担い手がなかなかいなくなったのが人口減少だと思いますから、その多様な人材を町内に求めることは当然としても、さらに関係人口とか、そういった方々に求めていくと。で、行政自体も、場合によってはプレイヤーになるのか、第三セクターとか、一緒になってやっていくということが今求められていて、従来の行政スタイルだけでは、やはり地域振興が難しくなっていると思いますので、その関係人口の方々や、町でもふるさと大使の方々や、福島県庁にも只見町応援団の職員の方々いらっしゃいます。やはり、そこからさらに、やっぱりこっちから求めていくものを出していかないと、例えば広報を送ったり、年に1回、顔を合わせるだけでなく、お願いするものをきちんとお願いしていくという態度が必要だと思っておりますし、それにはきちんと内部で共通理解を図って、そこを精査していくことも必要だと思っておりますので、非常に菅家議員のご質問、ご提言については、これからの時代にしっかりと考えていかなければならない事柄だというふうに受け止めさせていただきました。

ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） あと、最後の9ページのところなんですけれども、こちら早急に対応をいただけないかという提言のところであるんですが、まず、実際、DXを始めるうえでですね、DXとは言わずですね、例えば病院があれば、病院に掛かった時、まず健康診断を受けます。それから精密検査を受けます。それに対して、手術をするべきなのか、リハビリをするべきなのか、特に何もしないのかというところ判断があります。で、DXというのは、何かしようというところは、いきなり、一番右側のところですね、何かをいきなりやるというのは、よくないんです。何故なら、その、やった、やる前とやった後のデータがないから、成果が見えにくいと。ですので、まず、何をやるかという、健康診断と同じように業務量調査というのをやります。その後に各課のほうで、じゃあ、実際どうなんだと聞いて、それ

からじゃあ、例えばBPR・RPAといったようなものですね、仕事、そういったところのものをどうするかというものを決めるというところでございます。で、今回、特にお伝えしたいところは、会津13市町村は、もう昨年度、広域で全て業務量調査が終わっております。で、南会津4町村はやっておりません。で、これはどういうことかという、例えば只見町、どこかの部署に負担がかかっているとすれば、それは只見町だけなのか。それともほかの市町村もみんなそこが抱えているのかどうかというのは、広域でやらないとデータが出ないというところがあります。なので、町単独で業務量調査しました。じゃあ、ここが大変ですね、というのはあまり意味がないということです。ほかの町村と比べて町がどうなのか。それに対して、ほかの町でやっている取り組みが良ければ、そのままやれば良いというようなことが、こういうデータから出てきます。まずここから始めないと、まず、その業務の見える化というような言葉ですね、それが進んでいかないというところがありますので、そこを是非、早急にしていただけないかというところの提言です。

で、行政の健康な状態というものというのはどういう状態なのかというところが書いてありまして、それは職員の方々だとか、皆さんがですね、第七次振興計画に基づいたものに対して、どれだけの時間と熱量を持って仕事をされているのかというのが評価基準だと考えております。ですので、職員しかできない仕事というところの、最初にお伝えしたところというのは、良い仕事・悪い仕事というのは、何かで判断するのであれば、第七次振興計画に則った、この五つの施策に基づいたもの。この理念に基づいた仕事ができているのかどうかというところが、できていけば健康だというふうに考えられているそうでございます。ですので、そういったところの判断基準は業務量調査をしないとわからないというところがあるので、ここを早急をお願いできないかなというところでございます。

で、自治体DX進めるうえで、働き方改革などを進めるうえで、組織の変革をしていかなければいけないと。例えば働き方改革も、組織を変えていくのはとても大変で難しい仕事であるというふうに考えておりますが、最後のページですね。こちらがコッターのチェンジマネジメント8つのステップというふうに言われておりまして、こちらは働き方改革だとか、組織のあり方を、この順番で変えていけばできていきますよという、フレームワーク、よくやることを楽にやるための仕組みですね。そういったものができていると。なので、まず社内の危機管理があるのかと。20年後には生産年齢人口が半分になりますよと。今このままで維持できませんよねという危機感が社内に、役場内にあるのかどうか。変革推進チームを

結成するというのは、権限を持った、例えば自治体DXであれば、CTOと言われるような、副町長と同様ぐらいの権限を持った方々がいて、全課またがって権利を執行できるようなチームができていいのか。それに対してビジョンや戦略を掲げる。これは第七次振興計画が既にあります。そのビジョンを、4番は、社内で徹底する。それに対して、社員の方に動いていただいて、6番、短期的な成果を実行すると。ですので、こちらの（聴き取り不能）を挟みましたが、6番の短期的な成果を実行するというのは、新型コロナワクチンの接種で一つ成果が出ております。あちらに則って、危機管理を高めて、それからどのようにしていけばいいかというものが体系化されておりますので、それに則った組織づくりというものをさせていただきたいなと思っております。

これをやるのはとても大変なんですけれども、最後なんですけど、是非、お考えをお願いしたいところは、何かの業務を減らせないと、新しいことはできないと考えております。で、今のところ、例えばその業務の種々の変更があるのであれば、何かの業務を変えなければいけないと。ですので、今、権限がある方に、業務の整理整頓をしていただかないといけないと思っております。ですので、それは誰ができるのかというところをですね、是非、副町長のお考えを、誰が業務の整理をしていくかというところ、副町長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 副町長、新國元久君。

○副町長（新國元久君） いろいろと、DXに関してのお考え、お聞かせをいただいてありがとうございました。

やはりあの、目から鱗のところも多く、あるいは同じだなというところもありました。DX、やはり機械化ということだけではなくて、スマホが使えても、あるいはタブレットが使えても、そういう人はいいんです。使えない人も豊かな生活を送れるということがDXだというふうに認識をしておりましたので、非常にありがたいご発言をいただきました。

そのうえで今後でありますけれども、何回かお話をさせていただいております。課題の洗い出しは、今現在、事務改善委員会を進めております中で行っております。さらに、それを集約し、結果を出し、どういう目標に向かっていくのか、内部検討させていただいて、最終的には町長に答申をさせていただくということになります。

今ほどちょうだいをした視点、非常に大切な視点でありますので、そういったところ踏まえながら業務の検証をして、進めてまいります。

あと、それは内部的なお話でありますけれども、先ほどの会津13市町村。これ、ありました。会津振興局が中心になって行った事業でありました。その中では磐梯町の先進事例紹介いただいておりますし、私も一部、拝見をさせていただきました。大変勉強になりました。そういった単独の、町単独の事例だけではなくて、ほかと比較をして、良いものは吸収して、それに倣っていくということも必要でありますので、他の自治体を巻き込んでという検証になりますと、ちょっとこの場では、簡単には申し上げにくいんですけれども、そういったことを参考にしながら進めさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） ですので、是非、業務を減らしてですね、職員の方にどんどん町へ出て、町民の方の声なき声を聞いて、ユーザー視点でサービスをつくっていただきたいと思います。

ありがとうございます。

以上です。終わります。

○議長（大塚純一郎君） 質問時間60分になりました。

これで、4番、菅家忠君の一般質問は終了しました。

続いて、8番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

8番、山岸国夫君。

〔8番 山岸国夫君 登壇〕

○8番（山岸国夫君） 一般質問通告書に基づきまして、二つ質問いたします。

1点目は、福祉商品券、いわゆる福祉灯油の復活と制度化についてであります。

福祉商品券、(福祉灯)の制度復活については、平成28年9月会議から毎年9月会議において、過去4回提案してまいりました。再度、福祉商品券、福祉灯油の復活と制度化することを提案いたします。この制度は町民から冬を過ごすのに助かったと大変喜ばれております。豪雪地帯の只見町において、お年寄りが寒い冬を暖かく過ごすために町が手立てをとることは、福祉施策として、また健康を維持していくうえでも大切な施策であります。これから冬の季節を迎えるにあたり、12月会議に計上を強く求めるものでありますが、町長の考えを伺います。

二つ目。克雪再作の対応についてであります。

高齢者など自力で除雪が困難な世帯の除雪支援体制について、現状の只見町除雪支援保険事業の範囲では、降雪時の住居入り口など除雪できずに、日常生活に不安を抱える世帯が見受けられます。高齢者や自力で除雪が困難な世帯への除雪支援体制の再構築が必要と考えるが、町長の考えを伺います。

以上、2点であります。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） それでは、8番、山岸国夫議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、福祉商品券（福祉灯油）の復活と制度化についてであります。今議会でご審議いただく一般会計補正予算において、商工費に、町内利用商品券発行事業の予算をお願いしております。これは町民一人当たり1万円の町内利用商品券発行で計画しておりますが、新型コロナウイルス感染症の町内経済対策と併せまして、ワクチン接種に最大限のご協力をいただいた町民各位の冬期間における活動の一助となるように検討したものであります。

これから冬を迎えるにあたり、暖房等や健康維持も含めて有効に活用していただければと考えております。

次に、克雪対策の対応についてであります。只見町除雪支援保険事業は住んでいる建物の保全を目的として平成19年度に制定化されました。住宅の軒つかえ、軒折れを防ぐための軒下除雪を基本作業とし、世帯所得に応じた高齢者等への助成制度により支援をしております。

この事業は、玄関まわりや庭などは除雪作業対象に入っておりませんので、事業者と依頼者とでの協議のうえ、別料金により作業を行っていただくこととなります。

ご質問でございます。高齢者や自力で除雪が困難な世帯への除雪支援体制の再構築ですが、現在、町では屋根改良事業や今年から制度化された屋根塗装事業、住宅周囲融雪設備設置事業など、冬期間の克雪への支援事業を実施していますので、除雪支援保険事業の現制度を継続していくことを第一として、雪という自然を相手に、町の広大な面積に点在する家屋の除雪を費用対効果を含めて平等に行うことは簡単なことではないと思いますが、集落の身近な方々のお力をお貸しいただくなどの方法も含めて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 福祉商品券、福祉灯油の問題について最初に質疑していきたいと思
います。

私が提案しているのは、制度化してほしいという内容であります。確かに、町長の答弁に
ありましたように、これから1万円の町内利用商品券発行ということではありますが、昨年は
新型コロナ対応で、町内利用の商品券や特別給付金など、様々、町民の方に交付されました。
これは町民の方も大変喜んでおられます。たぶん、この、今の町長の答弁の1万円の商品券
という点でも町民の方は生活に大変助かると喜ばれることだろうと思います。これは、採択
まだですけれども、そういうふうな感じで受け止めます。

しかしあの、ちなみに、65歳以上の世帯で、住民税非課税の世帯ということを対象に6
年か7年前までの、この福祉灯油の制度があったときはそういう対象で、約500万円弱の
予算で支給していたと思います。この当時は、国の制度もあって、国・県の補助金もあった
というふうに記憶しておりますけれども、ちなみに、現在の65歳以上で町民税非課税の世
帯。これ、資料要求しましたところ、576世帯だという答弁でありました。

まず最初に、この町民の（聴き取り不能）現状についての理解を深めるうえで、住民税非
課税世帯の収入、年間収入、どのぐらいになるのか。最低と、この範囲の最低と最高。大体
おわかりになれば、答弁、まず最初にお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） ただ今、お質しありました件についてでございますが、住民
税非課税世帯576世帯ということで、その所得につきましては、すみません、今、資料、
手持ちございませんので、申し訳ございませんが、後程調べさせていただきます。すみません。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 65歳以上になれば、ほぼ、年金生活が、働いている方もいらっしや
ると思いますが、住民税非課税となれば、大体、年収で120万以下ぐらいかなというふう
に感じられます。で、80代以降になりますと、後半になりますと、大体、国民年金で過ご
された方については、3万円ちょっとから6万円弱ぐらいの間になるかなと。国民年金制度
のその上限がそんなに高くありませんから、大体、そういう方が主の生活の町内の実態、お
かれていますかなというふうに私は感じております。

そうしますと、去年と今年については、そういう町からの交付金があるということで助か
ったという声聞かれます。しかし、この問題で、町のこの基本計画としてはですね、この議

会に議案として提案される57号、只見町の過疎地域持続的発展計画。この中では、その前も、平成2年までの5年間の計画、過疎地域のこの計画にも、同じように載っておりますけれども、この中では、保健・医療（介護）・福祉連携という項目の中で5項目あげております。その中の一つに、在宅高齢者を支援するための各種事業の充実という中で、緊急通報システムの整備、除雪支援保険事業、福祉商品券助成事業などというふうになってます。これはもう、6年前からの計画で既に載っているということなんですが、この計画の関係で、福祉商品券、福祉の扱いはどのような位置づけになっていくのか。町の元々の計画にあるわけですから、そういう点では、私もこれに今回初めて気が付きましたけれども、この計画の関係での位置づけはどんなふうにしていくのか。その辺の答弁お願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

今回の57号で提案させていただきます、只見町過疎地域持続的発展計画のほうにも、今ほどご指摘ございましたとおり、高齢者福祉の中で、例ということで、連携で、緊急通報システムの整備、除雪支援保険事業、福祉商品券の助成事業などという記載がございます。こちらのほう、計画となっておりますが、こういった事例が過去にもございましたので、そういった事例をあげさせていただいて、こういったところに取り組むというようなことで計画のほうは記載をさせていただいております。ただあの、過疎計画の中で、これを必ず実行するというものの結びつきとは必ず、計画ですので、至っておりませんが、こういった形であっても、今回のご提言いただいたように、福祉商品券ということは過去にやっていた事例がございます。そういった中で新たに、また町のほうで、こういった計画をした際に、過疎計画のほうの事業として活用できるような形で計画のほうは記載をさせていただいているといったようなことがございます。今回あの、予算としては、こういった形で、別の形であがっているような形にはなりますが、計画のほうは計画というようなことで、後でも使えるような形で記載をさせていただいているということでご理解をいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 私は、これ、計画だけじゃなくて、是非、今の町民の実態からしても、実現できるようにしていただきたいです。で、その方向性については、町長、どんなふうにかえますでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

先ほどあの、山岸議員のほうからは昨年のお話もありましたが、昨年は新型コロナウイルス関連で国のほうから多額のお金がきました。それを財源として交付させていただいたというふうに思っております。ただ、今年は、今のところ、そういったお金はきておりません。ので、今回の補正予算の中では財政調整基金を取り崩して、これに充てたいということでもありますので、事業としては似ておりますが、その財源確保にあたっては会計が大きく異なっております。そして、そのうえで、今あの、計画に載っております福祉商品券につきましては、そういった考え方で計画に盛り込ませていただきましたので、極力、そういった考え方をもって取り組みたいとは思っておりますが、今ほど申し上げましたように、財源の問題がありますので、今年はそういった形でできたとしても、来年、1万円なのか、5,000円なのか、金額の問題も含めまして、やはり計画の中に盛り込んで、財源対策も併せて検討して、やっていくという考え方になろうかと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 先ほど言いましたように、これの財政的措置とすれば、576世帯ですから、1万円とすれば576万円ぐらいと。で、過去の実績見ても、大体、500万弱です。過去については、確かに県の補助、国の補助もありましたから、丸々、そういうことでもありませんでしたけれども、5,000円の時代もあって、その後、1万円の時代もあったというのが過去の実績でありました。私がこの福祉灯油の補助、何故、打ち切られたのかという背景については、この間もあまり議論はしておりませんし、背景についてもそう深く捉えていませんでしたけれども、しかしあの、公務員の寒冷地手当の絡みで考えてみました。十数年前、平成の15年頃、大幅に、これは改定されて、国家公務員も寒冷地手当、半額に減額された経過があります。これは国の公務員の給料の削減、手当の削減。それと同時に、国民へは社会保障費の削減。こういう国の計画、いわゆる圧縮政策の下で行われてきた政策の中で福祉灯油についても打ち切られたんじゃないかというふうに私は最近考えてます。そういう点では、皆さんも国家公務員なり、地方公務員の場合の寒冷地手当。昔は只見町も1級から4級ある、北海道と同じような寒冷地扱いでした。今、1級地から3級地はほぼ北海道の市町村になってます。で、北海道以外は4級地で、この只見町も4級地で11月から3月まで寒冷地手当が支給されるというふうな制度設計になってますが、私はこれらの制度はそもそもやっぱり必要なことだと。寒い中で働いている人に対しての、これ暖房費や健康管

理含めて必要な措置だろうというふうに考えます。これと同時に、やはり根本のところでの高齢者への福祉灯油の支給。これもやっぱり寒い冬で、長年、この只見町の発展のために努力されてきた人達、只見町を支えてきてくれた方が今の高齢者の実態であります。そしてまた、一生、この只見町で過ごしたいという想いを持っている方々であります。こういう方々に対して、やはり行政として、やはり温かい手を差し伸べていく。このことが必要なんじゃないですかということを私はこの福祉灯油の関係で何度も申し上げてまいりました。

そういう点でいきますと、社会保障制度は何ぞやということになります。これは、人類の歴史の中で、ここ100年の制度であります。昔は奴隷制度もありました。しかし、世界の人民の戦いの中で、こういう社会保障制度というのを国際的に作り上げてきた歴史があります。そういう点では、私は世界のその人民の戦いの中で勝ち取った社会保障制度。これはいろいろあります。で、日本の中でも様々な、やはり国民の戦いの中での勝ち取ってきた成果というものもございます。こういうやはり、社会制度のやはり、大きな国際的な位置づけも含めて、私は今回、提案しているのが一つでありますけれども、やはり必要などころには行政として温かい手を差し伸べる。先ほどの過疎計画の中で、計画で載せているということなんです。是非この計画倒れにならないように、是非、制度として実現できるようにしていただきたいものだと思います。予算とすれば、約500万ぐらい。1世帯1万としてね。で、5,000円とすれば250万ですから。これはまずは、5,000円から始めるとか、望ましいのは最低でも1万支給というのがよろしいかと思いますが、町民の皆さんのやはり実態というのは、先ほど収入の問題も言いましたけれども、国民健康保険税。それから後期高齢者保険料。そしてまた、介護保険料と。これは皆さん、既にご存じのように、ほぼ値上げが続いていて、収入が決まっていますけど、支出は強制的に増えるという関係にありますから、そのところも考慮して対応を是非ともお願いしたいものです。答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

この福祉灯油のことが、公務員の寒冷地手当に関係あるのか・ないのか。それはすみません。私はちょっとわかりません。直接的な関連はないのではないかなと思っておりませんが、そこは公務員の手当関係の関連性は私はちょっとわかりかねます。

そのうえで申し上げますが、福祉灯油ということではありますが、やはり福祉商品券ということで、石油を使っていらっしゃるご家庭だったり、薪であったり、電気であったり、様々

な、今、手段ありますので、灯油に限定しないで、勿論、灯油購入にも使えますから、そういった意味で、やはり福祉商品券という形が望ましいのではないかなというふうにはまずもって思っております。

あとはこの計画に載っておりますので、そういった考え方、想いは持っておるということをお改めにお伝えさせていただきます。ただ、財源につきましては、昨年度のように国から数億円という多額のお金が、今のところきておりませんので、今年度は、町の貯金になります。財政調整基金を取り崩しして、このような対応をさせていただくということを申し述べさせていただきます。

あとはこの、住民税非課税世帯というお話であれば、570万円あまりとか、というお話が、今、実はあの、これ以外の場面でも住民税非課税世帯とか、住民税均等割りのみの世帯とか、そもそも世帯単位でこうするのがいいのかと、ということが今、いろいろ議論言われておりますので、その辺のことも含めて、やはり考えていかなければいけないかなというふうに思っております。

いずれにしても、計画に載せさせていただきますし、議員おっしゃるように、本当に長年に亘りまして町の振興発展、地域の、只見町の発展のためにご尽力いただいた方々ばかりでございますので、その点は十分心から敬意を表しますとともに、そういった方々のご努力に少しでも応えられるような、そういった福祉商品券のあり方は考えていくことは必要だなというふうには思っております。ただ、具体的な、それを金額いくらで、制度化というところまでは、財源確保の面等含めて様々検討していかなければいけないと思っておりますので、そのようなことをご理解をいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） じゃあ、この問題では、是非、財源確保も含めて、計画通り執行できるように望みたいと思います。

次の克雪対策の関係でありますけれども、これは昨日の一般質問で、矢沢議員、それから中野議員から質問のあった中身の私は各論的な質問というふうな位置づけになろうかなというふうには、お二人の意見も聞いたうえで感じているところであります。

ちなみに、先ほどの答弁いただきましたけれども、確かに、町のこういう施策はされております。しかし、実際に、町民の高齢の方見ますと、なかなか、家の周りだけじゃなくて、その出入りそのものが困難になっているというのも見受けられたりしています。

それで、これ、資料要求でとりましたけれども、80歳以上で単身世帯411。で、80歳以上で夫婦二人の世帯141。これは今年の8月1日基準ですが。そうすると、これ、両方合わせますと552世帯になるんですが、このうち除雪保険に加入している世帯は181世帯という資料要求に対する答弁でした。そうしますと、そして同時に、令和2年度決算の主要報告書の中では、施設に入所している方が114というふうにありました。これは80歳以上と限定してないんで、単純引きになりますけれども、そうすると80歳以上の人、それから施設入所引くと438。除雪保険の加入者が181。除くと357人が、いわゆる除雪保険に加入してないという、これは単純な数字の問題ですが。それと同時にですね、災害時要支援者名簿の台帳登録者数784という、これも町の今回の資料で出されている資料であります。で、行政主要施策報告書の中での福祉系の事務実績報告ですと、除雪支援保険事業の利用者は278。補助対象256というふうになってます。そうすると、補助対象256で、80歳以上438。これ、単純比較ですから、かなり、保険に入っていない方も、これだと見受けられるのかなというふうに、この資料を見比べて感じております。

私が15・6年前に只見町にIターンしてきて、その当時、振興センターでは町民と協働のまちづくりということが大きなスローガンに掲げられて、様々な取り組みが見られてました。その一つの中に、この除雪で、まだ除雪支援保険事業が始まる前でしたけれども、その当時で有志が集まって、朝日助っ人クラブというのが作られておりました。で、私もここに来て、その、入りまして、いわゆる高齢者宅の除雪、何年間か、これ、振興センター、民生員等含めての調査でのいろいろな対策でありましたでしょうし、また、学校の雪おろし体験などもそういう世帯に行ってやると。そこの援助も指導というか、監督というか、そういうもの含めてやってきた経過があります。で、その取り組んできた団体も、段々、高齢化になってきて、なかなか大変な状況になってきましたけれども、その後、除雪保険制度ができてきたという経過であります。だけど、高齢化が進む下では、なかなかこの、今の先ほどの町長の答弁にあった、様々なこの補助制度の中では対応しきれない部分もあると思います。屋根の塗装。これは屋根の雪落ちやすい。しかし、落ちた雪どうするんだ。これは除雪保険制度でやる。しかし、降ってきた雪については、それだけではありませんから。物置はこれに入ってません。様々な、それは家庭の中で生活していると思うんですね。そこへの手立てをこの町民と協働してどういうまちづくりを進めるか。最後の町長の答弁の、集落の身近な方々の力をお貸しいただくなど、方法を含めて研究していきますと。これは町民任せにしないで、

行政としてどう進めるかという課題にもなってきますので、昨日の中野議員の一般質問の中で地域創生課長が、長野県の例だと思えますという答弁されてます。私はその中で長野県栄村の豪雪対策の事業のことかなというふうに思いました。で、この長野県の栄村。皆さんご存じのように、只見町と同じ豪雪地帯であります。で、ここで、たまたま、この豪雪対策に関わってきた方の投稿がある本がありましたので、若干、これ紹介したいと思います。

栄村では1989年に、総合雪対策基本計画に基づき、雪に強く、明るく、住みよい活力のある村づくりをスローガンに、生活環境の整備に努め、雪害を克服してきたという雪に対する基本計画きちっと持ったんですね。そして同時に、どう、やはり安全な住居を確保するかということで雪害対策救助人制度を設けたりですね、当然、道路の除雪とか、只見で行っているような、こういう除雪制度も活用して取り組んでおりますけれども、去年の救助世帯は159世帯で、救助認定申請に基づいて、村長が民生委員の意見を聞いて対象物件の無料・有料。これは所得によって有料か無料かということも決めているようであります。そういう制度ですね。それと同時に、玄関先から道路までの間の除雪圧雪。こういうのもやはり、介護保険制度のスタートをきっかけに、雪害対策救助隊制度とはどういう、自力では困難で、支援が望めない世帯に対して、近くに道ふみ支援員を村が雇用して、無料で道ふみを支援しているとか、住宅介護や通所介護に限らず、冬期間の安全な道の確保が必要であったということでもあります。

やはりこの、様々な制度を活用して、住民の協力も得て、そして昨日、中野議員の質問にあったように、やはり冬場の仕事の確保ということでも位置づけて進めているようであります。

そういう点で、私は確かにこの今の町の制度はありますけれども、もう一步、やはり、町民の置かれている現状に沿った対応を研究していく必要があるのかなというふうに思って今回の質問とさせていただいております。そういう点では今全てここで答弁を私は求めるものではありません。様々な、そういう、全国的にも例もありますし、只見には只見に合ったやり方がこれから出てくると思います。問題は、高齢になって、自力ではやはり雪かきできないという人が実際にいると。ここにどういう体制を町としてとるのかと。これは民生委員や近所の人との協力を得ることも含めて、そして町の、例えば臨時的に冬場だけ雇用して、そういうところの対応を図るとか、様々なことが考えられます。問題は困っている人の身に構えて、それにどう対応するかということをも町全体として、まちづくり、集落体制づくり含めて

ですね、検討していくことが必要であるかというふうに思いますので、そういう検討を是非進めて実現を図っていただきたいという想いがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 具体的に、長野県栄村の除雪に関する基本計画を策定しておられることや、その道づくり支援員ということで、そういった除雪に難儀される方の支援をなされているという事例を教えてくださいましてありがとうございます。

本当にあの、今更言うまでもなくて、豪雪の町ですし、昨年は大変な雪の量でしたが、本当に道路除雪も十分、一日2回できない、降雪が多い時にできなくて、住民の方からも座談会等様々な場面で道路除雪もままならない状況についても、いろいろご指摘・ご意見をいただいております。加えまして、こういった、日々、家の前の除雪に大変ご苦労成なされている方々がおられるということ承知しておりましたが、尚、ご意見をいただきました。本当に道路を除雪しても、道路から玄関に入るまで、本当に長い家もありますので、そういったご苦労につきましては、今教えていただきました事例も含めまして研究させていただいて、あと昨日でしたか、どなたかの一般質問の中でもお答えしましたが、やはり振興センターの役割は、こういった意味で共に創る、共創という意味で大事だと、住民の方々と一緒になってやっていくということは大事だというふうに思っておりますので、それを理念だけで終わらせることなく、具体的な事業、今回で言えば玄関前の除雪とか、そういったことに取り組めるような、そして、まったくこのとおりになるかどうかわかりませんが、その方向性はまさに議員おっしゃるとおりだと思いますので、そういった寄り添ってといいますか、困っていらっしゃる方の気持ちを十分受け止めまして改善に努めていきたいというふうに思ひます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） それでは、是非、只見町の克雪対策事業、全国に誇れるように、そして高齢者も安心して只見の冬を過ごせるというようなことを検討されるというふうに思ひますので、それを期待して発言を終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、8番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議します。

午後の開始時間は、1時ちょうどからといたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（大塚純一郎君） 午前に引き続き会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第52号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第2、議案第52号 只見町みらいの人材育成奨学資金貸与条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 議案の説明に入らせていただく前に、資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） はい。資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（目黒康弘君） それでは、議案第52号 只見町みらいの人材育成奨学資金貸与条例についてご説明をさせていただきたいと思います。

今ほどお配りをさせていただきました議案第52号の資料に沿ってまずはご説明をさせていただければと思います。

まず名称についてでございます。只見町みらいの人材育成奨学資金貸与条例としてございます。

目的につきましては、只見町出身の生徒または学生が自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択し、意欲的に学業に専念できるように町が奨学金を貸与し、只見町の将来を担う人材の育成に資することを目的としてございます。また、貸与を受けたものが将来、只見町

に戻ってきた際には、その年度ごとの償還分を免除できる制度としまして、Uターン者の増加を図り町の活性化等に結び付けたいと考えてございます。

その下、制度の概要です。はじめに貸与を受ける者の資格。(1) 只見町内に3年以上引き続き住所を有し、只見町立中学校を卒業し、向学の意思のある者。(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく高等学校、短期大学、大学又は専修学校に進学または在学する者。(3) 品行が正しく、学術に優れた、学生、生徒であること。(4) 貸与申請時に必要となる連帯保証人又は生計維持者が只見町内に住所を有する者。貸与の額。国・公立・私立大学・、短期大学、専門学校等は月額4万円以内。入学の支度金として入学時に30万円以内。高等学校については、月額1万2,000円以内。ただし返還免除の対象外とさせていただきます。貸与期間。貸与期間は学校の正規の修業期間としまして、申請時の学校のみ。大学院や編入先等の期間は対象外とさせていただきます。申請及び決定は、教育委員会に申請をしまして書類選考と面接試験で決定したいと思っております。返還期間です。据置期間は満年齢30歳に達するまでの任意の期間とさせていただきます。返還期間については10年以内ということです。一枚めくっていただきまして、返還免除の概要でございます。奨学金の貸与を受けた者が只見町に戻ってきたということで、住所を有しまして、居住の実態がある場合、毎年度ごと実態確認を行い、その年度ごとの返還分を免除することとしてございます。これにつきましては就業は絶対条件としてございません。既存の只見町奨学資金貸与条例、教育委員会で貸出しをしております条例の返還者につきましては、新制度で新たに免除対象として加えることとしてございます。ただし、年間の免除額の上限は新制度の最大免除額とさせていただきます。最大免除額につきましては、大学等に進学した場合に、月4万円で4年間、48ヵ月。さらに、入学支度金を30万円としまして、それを10年間で償還する場合の年額22万2,000円以内とさせていただきます。ただし、滞納等がある場合には滞納分が解消されるまでは対象外としてございます。只見町奨学金の貸与条例での貸与者で、令和4年度、現在借入をしております奨学金で、令和4年度から新たに新制度開始後に返還が始まる者につきましては、新制度における据置期間及び返還期間を適用するものと考えてございます。この制度を利用する者については、現在、地域創生課のほうで行っております別支援制度の只見町奨学資金返還支援補助金は対象外となります。この補助上限は現在、年額2分の1かつ18万円以内となっております。免除対象者につきましては公務員も含めると。ただし転勤の対象となる職種は不可となります。只見町家

計急変奨学一時金貸与条例での貸与分は免除対象外。これはコロナウイルスの感染拡大によります家計急変に対応した分で、一時的に貸し出した分でございますが、この条例の分については免除対象外となります。関連して改正等が必要な奨学金の制度は別紙ということで右側に条例のイメージを整理してございますので、右側の別紙をご覧くださいと思います。

まず左側の一番上、緑の枠で囲まれたところに、只見町農業後継者育成奨学資金の貸与条例ということで、目的は農業後継者向け。それから資格、貸与の額、返還期間、返還免除ということで、こういった形で今、農業後継者向けの条例がございます。その下にもありまして、只見町奨学資金貸与条例ということで、現在、教育委員会で実施しております条例です。目的につきましては経済的理由により就業が困難な者としまして、資格は同じように高校・大学・専門学校等でございますが、貸与の額が高校から私立、国・私立、短期大学ということで、それぞれ金額が分かれてございます。据置期間6ヵ月、返還期間8年、返還免除はなしといった、この二つの制度を右側の新たな只見町みらいの人材育成奨学資金貸与条例のほうに制度移行をしていくことを考えてございます。目的につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。貸与の額、それから据置期間、返還期間、返還免除については今ほどご説明させていただいたとおりです。その下の点線で囲んでありますが、現状の只見町農業後継者育成支援条例の対象校には廃止された学校ということで、農業者大学校、それからそういったものが含まれてございます。そして、返還免除の要件としては直ちに卒業後、就農ということで、現状、利用者がいない状況でございます。各大学等において、農学部関係を新設する大学も近年増えているため、やはり対象校を絞らずに、対象者等の幅が広がる新制度についてこちらは統合させていただくような形で考えてございます。その下、只見町奨学資金貸与条例につきましては、やはり経済的な理由により就業が困難な者を対象としてございますが、今回は人材育成を目的とした新たな奨学金ということで、制度創設を提案させていただいております。こちらのほうに統合をさせていただきたいと思います。さらには、既存のこの奨学金制度の利用者が只見町に戻ってこられた際にも、同じように年度分の返還分を免除するというような形で条例のほうで規定をさせていただいてございます。それからその下、中ほどになりますが、新条例の制定に伴う一部改正ということで、右側、只見町奨学基金設置、管理及び処分に関する条例は上の条例の廃止等に伴う変更をさせていただいております。併せて、只見町家計急変一時金の貸与条例も同じでございますが、こちらのほうの奨学金と据え置きを、新たな奨学金と返還の期間、据え置き期間を統一させていただくように

条例の改正を提案してございます。なお、一番最後の段になりますけれども、変更なしということで、只見町医療施設等技術者養成奨学金貸与条例及び只見町保健師・助産師及び看護師養成奨学資金貸与条例につきましては、現在も制度の利用者があるということと、貸与月額が10万円以内ということで、若干、新しい制度と相違する部分がありますので、こちらについては町職員を採用するといった目的で制度化されておりますので、このままとりあえず残すというような形で提案をさせていただいております。

それでは、議案書のほうをご覧くださいと思います。

議案第52号 只見町みらいの人材育成奨学資金貸与条例ということで、今ほど概要については資料のほうで説明させていただきましたので条例の中身、条立てについて簡単にご説明をさせていただければと思います。

まず第1条に目的ということで、条例の目的を記載させていただいております。第2条、貸与を受ける者の資格につきましては、先ほど説明させていただいた中身でございます。貸与の額。第3条に規定をさせていただいております。貸与期間ということで、第4条に規定をさせていただいております。第5条につきましては、申請の方法。第6条については、奨学生の決定方法。第7条につきましては、資金の交付方法。そして、第8条は休止する方法。それから第9条には、停止または廃止する場合の内容ということで、裏にまいりますが、(1)から(5)までの理由においては停止または廃止をさせていただくといった規定がございます。それから第10条に奨学金の返還ということで、こちらのほうで満30歳に達するまでの期間において据え置き期間を設定できるという内容と、あとは10年以内で償還を返還をしてくださいというところを規定をさせていただいております。第11条、返還の猶予ということで、災害、疾病、その他正当の事由のために、奨学資金の返還が困難と認められる場合は、願出によって相当の期間、返還を猶予がすることができると規定させていただきます。第12条では、先ほど申し上げました返還の免除規定について、こちらのほうに条例として規定をさせていただいております。第13条、その他ということで、この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるとしてございます。こちらの条例のほかに、規則を定めまして、申請書類、申請方法、そういった細かな内容について規則で規定をさせていただきたいと考えてございます。

附則ということで、施行期日は条例は3年11月1日から施行する。経過措置としまして、2番、3番、4番、5番、6番とございますけれども、先ほどの資料の別紙のほうで関連する

条例または影響する条例ということで必要な条例の改正について附則のほうで併せて改正の内容を記載をさせていただいているところがございます。

以上、議案第52号の説明となりますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 議案の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 確認させていただきますが、例えばあの、この専門学校の中に、職業訓練校なんかも含まれるんだろーと思っておりますが、その辺はどうなりますか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

条例のほうの、第2条のほうに規定をさせていただいておりますが、学校教育法の規定に基づく高等学校、短期大学、大学又は専修学校ということで規定をさせていただきます。今言った専門学校的なものはこちらのほうに含まれていると思いますので、含まれるものにつきましてはこちらの条例の貸与の対象になるということでご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番、小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） この資料の中の返還免除というところに、最大免除額、月4万円かける48ヵ月となっておりますが、そうしますと、ここにある、確認でございますが、4年生大学を出て大学院に行った場合というのはまあ、対象にならない、対象というか奨学金の対象にならないということでよろしいんですね。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） そのとおりでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかに。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 私はこれを見て、奨学資金の一定の整理をされて、たいしたもんだなと思いました。よくできたなと思います。この中で、一つあの、医師、医師を目指す者の奨

学資金について、有るや、否やという話ひとつ。

それから、みらいの人材育成奨学資金貸与条例と、これ非常に良いなと思っておりまして、今更ながら驚くようですが、こういう考え方に至ったきっかけは何だったんでしょうか。二つ目。

三つ目は、三つは2回目の質問にします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） まず一つ目のご質問でございます。医師を目指す者についての規定がないといったようなことでございますが、現在の医療施設等の技術者という養成の制度の中に、医療関係の制度の中にも医師は含まれてございません。医師という形で6年間ということで、特別なものでございますが、今回はその医師を目指す者がなかったんですけども、それについても包括するような形で新たな制度ということで使えるような形で制定をさせていただいております。

それから2点目のきっかけでございます。これまでも、町内におきまして、この奨学金の関係。今ほどご説明させていただきました、特に農業者の育成という観点で、非常に農業が、荒廃農地とかも増えて、後継者が不足をしているといったような事態がございまして、農業の後継者を含めた形で、やはり人を養成する学校を指定しないで、そういった奨学金の中で戻ってきていただけるような制度ということで考えてございました。これについては、特に農業系から始まりまして、何年間か、各部署において議論させていただいた中で、今回、国の交付税制度の新たな枠組みもできたということもありまして、この機会に新しい制度で人材育成というような形を観点にした奨学金制度を組み立てさせていただいたところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） いや、非常に良い制度で、もう何年か前にやっていただけると良かったなと思って考えておりますが、今の説明で医師についてもここに包括できるという話でしたが、医師について包括する部分というのは、この中のどこなのか。

それから専門学校について、学校教育法に定める学校ということではないと承知していましたが、専門学校も含めるというのは、ここに書いてあるんで、大学、短大、専門学校に進学する者と書いてるものですから、外れるというふうには思っておりませんが、学校教育法の中に専門学校が入っていたと承知してなかったものですから、ちょっとお伺いしたいと

思います。

それだけです。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 学校教育法に基づくということで記載をさせていただいてございますが、専修学校ということで専門学校、（聴き取り不能）教育法に、すみません、今ちょっとすぐに確認はできないんですけども、そちらのほうに該当させるというようなことで、それについては適用となるということは間違いございませんので、そのような理解でいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかに。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 大変、良い制度だと思いますが、この貸与の額を4万円と定めた、その理由というか、個人的には5万円ぐらい、あれだとどうかななんて思っていたんですが、教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今回の制度設計におきましては、既存の只見町の奨学資金条例、教育委員会の条例を基にしまして、その場合にはいくつか、例えばですけども、国公立大学の場合は3万円、私立大学の場合は4万円、短期大学その他、専門学校ですけども、そちらについては3万円ということでなりましたが、その上限の一番高い私立の4万円ということで今回は統一させていただいた次第です。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第52号 只見町みらいの人材育成奨学資金貸与条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第53号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第53号 只見町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 議案の説明の前に、資料の配付の許可を願います。

○議長（大塚純一郎君） はい。資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（横山伸成君） ただ今お配りさせていただきました只見町税特別措置条例の一部を改正する条例についてでございますが、その概要とした一枚ものの紙と、あとそれに関わります新旧対照表のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

まずあの、只見町税特別措置条例の一部を改正する条例の概要のほうから説明をさせていただければと思います。

まず改正概要でございますが、大きく2点ございまして、1点目が上部法令にあたります過疎地域自立促進特別措置法の時限が到来したことによりまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が創設されたことに伴います所定の改正を行うということがまず1点目でございます。2点目、山村振興法について、不均一課税の適用期限が到来したということで、これに伴いますところを削除をさせていただくというのが大きな概要になってございます。

改正内容のほうでございますが、まず3条のほうで、過疎地域における課税免除というところで、まずこれについて、対象期間を6年の3月31まで延長すること。続いて、取得価格の要件にですが、資本金の規模に応じて500万円以上までにこれを引き下げるといことです。続きまして、第4条のほうですが、地域経済牽引事業促進区域における課税免除につきましては、対象期間を5年の3月31まで延長をするという中身でございます。そして、次に、第5条のほうですが、産業振興施策促進区域における不均一課税でございますが、これにつきましては不均一課税の適用期限の到来に伴いまして削除をするという内容になってございます。

続きまして、新旧対象の表でこれを見ていきたいと思えます。

新旧対照表。左側が改正後、右側が改正前となっております。まず第3条のほうでございますが、上から、第3条、1ページ目でございますが、過疎地域における課税免除。第3条のほうで、ここの3行目で、令和6年3月31までということで、ここで期間の延長を図ってございます。で、先ほど申し上げました資本金の規模に応じて500万まで引き下げるといところでございますが、これ、2ページ目をご覧になっていただければと思えますが、上から2行目の、半分で、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除の又は不均一課税に伴う措置が適用される場合の省令というところで、から、その下の行の1条1号イに規定する特別償却設備の取得というようなどころまでのところになるんですけども、ここを読んでいきますと、資本金の規模に応じてということで、若干、その資本金の規模に応じて変わってくるんですけども、500万円以上までということでここが引き下がってございます。併せて、ここの記述についてでしたが、対象業種のほうは製造業、農林水産物販売業、旅館業、情報サービス業ということになってございます。

続いて、改正後のほうの、その下、第4条のほうでございます。地域経済牽引事業促進区域における課税免除のほうですが、この条の4行目と5行目のところなんです、令和5年3月31までということで、これにつきましては期間の延長だけでございます。

続きまして、第5条のほうですが、第5条は3ページ目になるんですけども、第5条のほうの改正前のほうをちょっとご覧いただければと思うんですが、右側になります。産業施策促進区域における不均一課税、第5条ですが、これは山村振興法における不均一課税のほうで、期間の更新がちょっとされなかったということがございますので、ここの条が課税免除につきまして削除をさせていただくという中身になってございます。

あとこれに伴いまして、以下は条ずれで、ということになってございます。

大きく言いますと、過疎法が新しく変わりました、それに伴います町税におきます固定資産税のほうの減免をこれによって規定をさせていただきたいというような中身になってございます。

以上、説明のほう終わらせていただきます。よろしくご審議お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ありません。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第53号 只見町税特別措置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第54号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第54号 只見町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長(横山伸成君) 議案の説明の前に資料の配付許可をいただきたいと思います。

○議長(大塚純一郎君) 資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

○議長(大塚純一郎君) 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長(横山伸成君) それでは、議案第54号 只見町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてですが、ただ今お配りさせていただきました一部改正の概要というものと、あと一枚ものの新旧対照表のほうでご説明、そして、併せて議案書のほうでも、これ説明をさせていただきたいと思います。

まずはじめに、一部改正の概要、A4縦長のほうでご説明をさせていただきます。

上部法令になりますが、東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)の改正がされましたことを受けまして、新たに県では、この対象地域を沿岸部15市町村に重点化されたことによる改正をこの条例では行いたいという中身になってございます。これによりまして当町は対象区域となったため、本条例による新規の課税免除は該当しなくなるんですけども、既に課税免除に該当している分に対して附則において経過措置を定めるというものになってございます。どうしても経過措置を定めるにあたっては、条例も対象区域外になったとはいえ改正をせねばなりませんのでご説明をさせていただきたいと思います。概要は以上のおりでございます。改正内容としては、題名のほうがちょっと変わってくるということで所要の改正をさせていただきます。第1条のほうですが、対象区域を特定復興産業集積区域に重点化するというので、この特定復興産業集積区域というのがまあ、沿岸部15市町村であるということになってございます。第2条、課税免除でございますが、対象区域を特定復興産業集積区域に重点化をして対象期間を令和6年3月31日まで延長をするという中身になってございます。ここで、あと附則のほうでございますが、これについては議案書のほうをちょっとご覧いただければと思います。

議案書のほうも併せてご覧いただければと思います。まず施行期日につきましては、この条例の施行の日から施行をしますということです。一番これで、記しておきたかった場所がこの経過措置というところになってございますが、改正後の只見町特定復興産業集積区域における町税の特定に関する条例の規定は、3年の4月1日以後に新設され、又は増設された

施設については設備について適用して、同日前に新設され、ですので、3月31日までに新設され、又は増設された施設については、旧法の適用を受けますということでございます。

3月31日までの分は従前の例によるということをごまわらせていただいております。で、議案書のその次、3のところですが、これ、次ページまで大変に長うございます。これを要約したのが一部改正の概要ということで、先ほどお配りさせていただきました一枚もののA4縦のほうにちょっと書かせていただきましたが、54号資料ということで、一部改正の概要というものでございます。そこで、ア・イとありますが、イのほうになります。この大変に長いやつを要約したものが令和3年4月1日前に指定を受けた個人事業者又は法人について、やむを得ない事情、新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止の対策のための影響によって3月31までに機械、設備等を設置できなかった場合、旧法に該当する資産を新法の資産とみなして課税免除を適用させるというような中身でございます。既に法が変わってしまっているんで旧法で適用させることができないので、新法のほうで、そういう事業があった場合は課税免除に適用させるという中身が書かれております。

以上、この附則の部分に記載したいがために、今、当町の該当区域外になったんですけども、今回の条例改正のほうを提案させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） さっきの条例もそうだったんだが、今回の条例も、法令が変わったために、いわゆる条例と齟齬ができたから改正するという本旨なのかな。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 主としましては、そうですね、復興特区法の改正が行われたというところで、それに伴います今回の改正ということになってございます。

○3番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○町民生活課長（横山伸成君） そのとおりでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この対象期間が令和6年3月31日まで延長するという改正の内容なのですが、これ、実際に町内で適用されている事業者っていうのはあるんですか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 当然、旧法のほうの話になってございますが、旧法のほうでは区域が福島県全域ということだったものですから、12事業者がこの制度、ご利用されておりました。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第54号 只見町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第55号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第5、議案第55号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 議案の説明の前に資料配付許可をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） それでは、議案第55号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例につきまして、ただ今、制定の概要の一枚ものの資料のほうを配らせていただきましたので、これに沿ってちょっと説明のほうをさせていただければと思います。

制定の趣旨でございますが、まず福島県復興再生特別措置法。法の規定によりまして、県が作成した提出特定事業活動振興計画というものがございまして、これはカッコの中でございますが、県内において放射性物質の状況が正しく認識されていないことに起因します農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の低迷に対処するために行う事業活動を振興するために作成した計画でございます。これに基づく特定事業活動、カッコの中ですが、農林水産業・観光業及びその関連産業につきまして、新たな事業の開拓、事業の再編による新たな事業の開始、設備投資の用に供する特定事業活動施設等を新設、増設した事業者に対して課する固定資産税の課税の免除の措置を講ずるために条例を制定をさせていただきたいという趣旨になってございます。条例の主な内容点につきましては、第2条のほうで、課税免除の規定がございまして、県が国に、この特定事業活動計画を提出した日から令和8年3月31までの間に、この特定事業活動施設ですので、農林水産業や観光業及びその関連産業ですけれども、等を新設した者に対しては、特定事業活動施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税。これ、土地についても新規で取得したものになりますけれども、固定資産税を課することとなった年度から5ヵ年度分に限って、5年間に限って固定資産税を免除するというものになってございます。2ですが、附則のほうでございまして、これは公布の日から施行する。次に、経過措置としましては、新条例の規定は提出日以降、施行日の前日までの間に町内において特定事業活動施設等を新設等した者についても適用する。ということで、なお、課税免除の申請期限は、施行日から起算して60日を経過した日とするということになってございまして、既に県のホームページのほうで、この制度のほうでパンフレット等で周知をしております、そういうこともありまして、この経過期間が定めてあるというような形になってございます。

以上で説明のほうは終わらせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第55号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第56号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、議案第56号 只見町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 議案第56号 只見町手数料条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきまして、議案書のほうで、あと口頭でご説明をさせていただければと思います。

只見町手数料条例の一部を次のように改正するとありまして、別表にございます個人番号の項を削るということをございますが、この個人番号というのとは何かといいますと、手数料条例のほうで、手数料、どういうもの手数料はいくらだというようなことを（聴き取り不能）ございます表がございまして、その中に、個人番号カードの再発行手数料というものが手数料条例のほうに800円ということに記載がございました。これを削りたいという今回の条例の提案でございます。削る理由といたしましては、手数料がなくなるということではなくて、手数料、これ、町のこれまで歳入のほうになっていたんですけども、国の法が変わりまして、個人番号カードのほうを管理しております地方公共団体システム機構がカード発行手数料を徴収することができるというふうに変更されまして、徴収事務を市町村に委託するというように改正がされたため、市町村のほうでは一旦はその再発行手数料を発生した場合、お預かりをするのですが、町の会計に入れずに、直接、この地方公共団体システム機構というところに、その手数料をまとめて送るというような制度に切り替わったものですから、それに伴いまして町の条例から、この個人番号カードの再発行手数料という項目になりますが、それを削るというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） この趣旨はわかりましたが、そうしますと、これは自主事務でなくて、法廷受託事務ということになるわけだと思んですが、この事務を行った際の、地方自治体、つまり只見町が手にする手数料はどのような形で入るのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） これに対して、手数料等は入らない。入るといような情報はいただいておりますので、ないものと考えております。会計的には債権外に入れて、それをこの、国の機関のほうに送るといものになってございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） これあの、単に、町が手数料として収入していたものを、国の、国の機関とって差し支えありませんが、先ほどのなんとやらという、その下請けのような、下

請けと言ったら変ですが、それを町がやるわけですから、その手数料は必ず何らかの形で入ると思います。そうでなければおかしな話になりますので。

これはあの、町長に聞いても仕方ありませんので、総務課長、あれですか。交付税や何かの中に、いわゆる行政負担の経費として入ると、そういうことではないんですか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） そういった部分もあるかもしれませんが。ちょっと、私も今、この部分について、どういった形で町へのバックがあるのかという部分、ちょっと把握してございませんでした。交付税なり、別の部分での委託的なものが発生するののかも含めて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

3回目。

○3番（酒井右一君） 3回目といっても、1回目の質問の話ですが、これはあの、後で報告されるといっても会議は閉会されますし、私の質問時間も終わります。ですから、この場で回答をいただかないといけないという理屈にはなりますが、事情はわかりましたので、この後開催される私の所属の総務委員会あたりで、その回答をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 調査のうえ、そのように回答させていただきたいと思います。

申し訳ありません。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第56号 只見町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第57号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、議案第57号 只見町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） それでは、議案第57号 只見町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定するものとする、でございます。

今回計画をいたします計画につきましては、次のページからつけてございますので、一枚めくっていただければと思います。

過疎地域持続的発展計画ということで、令和3年度から令和7年度の計画となっております。こちらにつきましては平成22年度から昨年まで続いておりました只見町過疎地域自立促進計画に代わりまして、新たな過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく只見町の計画でございます。

ページ数、60ページ近くございまして、非常に多岐にわたる分野に記載をさせていただいております。

内容につきましては要点を絞ってご説明をさせていただきたいと思っております。

まず一枚めくっていただきまして、1ページ目・2ページ目、見開きになりますが、目次のほうで全体概要を説明させていただきたいと思っております。まず目次、1、基本的な事項。4ページから始まります。（1）町の概況、（2）人口及び産業の推移と動向、（3）町の財政状況。こちらにつきましては、前回の計画と同様に町の状況や概況をまとめさせていただいて

おります。(4) 地域の持続的発展の基本方針、(5) 地域の持続的発展のための基本目標、(6) 計画達成の評価に関する事項。この(4)(5)(6)が今回の新たな持続的発展計画の中で追加となった項目でございます。(7) 計画期間。そして(8) 公共施設等の総合計画との整合ということで、この(8)につきましても今回の新たな計画の中で追加となっている部分でございます。中身につきましては後程ご説明をさせていただきたいと思っております。こちらの中身、基本的な事項の中で、(5)ということで基本的な目標を設定させていただいております、(6)に計画達成の評価に関する事項といった中身がございます。こちらの、今回の計画、3年度から7年度までの間に、どういった基本目標を持って、どういったことを行って、過疎を計画としてまとめていくのか。過疎を脱却していくのかといった内容がこの計画にまとめられてございます。

次の2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成ということで、この2の項目につきましては、今回の計画で新たに追加となった表題でございます。それぞれ、この後、13番まで必要な分野が記載されてございますが、それぞれの分野におきまして現況と問題点。その対策。そして、過疎計画に関する計画。そして、公共施設の総合管理計画との整合ということで、基本的にはこの2以降、13番までの部分については、それぞれの分野に基づいた問題と対策と計画。そして、管理計画との整合といった形でまとめられてございます。

それから4番の地域における情報化。これについては5番の交通施設の整備、交通手段の確保と一緒に前計画ではまとめられておりましたが、今回はそれぞれ情報化と交通施設の整備、手段の確保は分けた形で計画としてまとめられるようになってございます。

右側、2ページ目にまいりまして、7番、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進ということで、前回の計画までは高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進といった分野について記載をされておりましたが、今回につきましては新たに子育て環境の確保といった項目が追加となっております。

それから8番、医療の確保。9番、教育の振興。10番、集落の整備。11番、地域文化の振興ということで、この11番については新しく今回の計画で出てきた分野でございます。それから12番も同様、再生可能エネルギーの利用の推進。こちらについても同じでございます。13番目、その他地域の持続的発展に関し必要な事項ということで、これら分野に基づいてまとめられた計画でございます。

計画のほうの11ページをご覧くださいと思います。

計画書の11ページ目ということで、今ほど目次のほうでご説明をさせていただきました。今回の計画において重要な部分、追加となった部分でございます。

まず一つ、(4)地域の持続的発展の基本目標ということで、今回の計画から地域をどのような形で持続的に発展させていくのか基本方針を示してくださいということで、こちらのほうに記載をさせていただいております。こちらの基本方針につきましては、第七次振興計画がございまして、そちらの基本理念、ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち 自然首都・只見の挑戦 人と自然の共生。それから、五つの施策ということで、自然と共生するまちづくり、文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくり、住民が主役のまちづくり、住みやすいまちづくり、働きがいのあるまちづくりということで、基本方針を理念と施策という形でまとめさせていただいたのがこちらでございます。

それから(5)としまして、地域の持続的発展の基本目標ということで、今回の計画の中に、ある程度数値を定めた形で、現在町が定めているものを記載をしてくださいということで、今回の計画から追加された部分がこの(5)番のところになります。人口に関する目標ということで、こちらについては令和3年度から令和7年度まで、年度ごとに記載をさせていただいております。推計については国立社会保障・人口問題研究所の推計から算出と。あとは目標につきましては、只見町の人口ビジョンと。今ある計画の中からそれを目標としまして記載をさせていただいております。財政に関する目標は、只見町の中期財政見通しから算出したものでございます。それから転入に関する目標として、第2期只見町の総合戦略から算出した目標。これらの基本目標に向かって、この過疎計画は達成することでまとめられておりますといった内容です。

右側、12ページ目にまいりまして、(6)として計画の達成状況の評価に関する事項ということで、今計画の取り組みについては、全庁的に実施しております実施計画、住民が構成員となっている総合戦略などの進捗管理によりまして、事業評価、効果検証を行いますといった中身を記載させていただいております。

計画期間は3年の4月1日から8年の3月31までの5年間としまして、(8)として公共施設等総合管理計画との整合ということで、今回、公共施設等総合管理計画が町のほうで定められておりますので、それらの計画との整合性もこちらのほうに記載をさせていただいております。

こういった形で基本的な事項の中に基本的目標、それから基本的な方針を定めたのが、今

回、新たな計画の特徴でございます。

13ページ目をご覧いただきたいと思います。13ページ目は、2番としまして、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成といった形になってございます。この後、13番まで、分野ごとの、それぞれのこういった分野に基づいて、先ほども申し上げましたとおり、目次のほうに記載してありましたが、(1)の現況と問題点にはじまりまして、(2)その対策。そして、14ページ目のほうにまいりまして、それに基づく年度内の計画がこちらのほうに記載をさせていただいております。(4)、最後に、公共施設等総合管理計画等の整合といった形で、それぞれ、分野に分かれて計画のほうは全て記載をさせていただいてまとめさせていただいているところでございます。

最後、ページをめくっていただまして、50ページをご覧いただきたいと思えます。こちらのほうで、50ページ目に事業計画としまして、過疎地域持続的発展特別事業分としてまとめさせていただきます。こちらについては、過疎計画は大体、ハード整備が主になっているんですけども、近年になりましてソフト事業のほうにも過疎債の事業適用ができることになりました。そういった中で、それぞれの分野においてソフト分として計上できるもの、予定されているものということで、ソフト分だけをこちらに、50ページから51ページ目に抜き書きをしてまとめさせていただいております。それぞれ、50ページの一番上になりますけども、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成については、民間賃貸住宅借上料。それから空き家対策推進事業、住宅取得支援事業といった形で、過疎の事業の中で特別事業分として活用できるもの。それぞれの項目に基づいて、施策の区分でこちらに別にとりまとめをさせていただいております。その後、52ページ目から、ページ番号は申し訳ございません、振ってございませませんが、事業計画ということで、令和3年度から7年度までの概算の事業計画。それから一番最後、巻末になりますが、令和3年度の概算事業計画ということで、今年度、過疎のほうで事業を予定されている部分について一番最後に事業計画としてまとめさせていただいております。

これらの計画に基づきまして、年度ごとに必要な予算、事業執行させていただくというようなことで計画書としてまとめさせていただいております。今年度からということですので、今回、議会でご了承いただければ、本年度の起債事業予定の申請をこの後、行う予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 三つほどありますが、まずあの、50ページのソフト事業分が追加されたということで、農業用施設整備事業の、2番の産業振興の分ですが、具体的にこれ、どういことでしょうかね。国・県の補助事業の該当とならない小規模の施設とは何を言っているのか。まずこれ一つお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 50ページの2の産業の振興の一番上の部分、農業用施設整備事業。こちらについては、過去からございます農業用施設集落の補助金の部分でございます。今あの、旧辺地地域ですと8割補助、他の地域ですと7割補助の部分の事業についてここに掲載をされているということでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 総務委員会でも、確か、同じような発言をしましたが、総務委員会は中継されていませんので、皆さん、私も住民ですが、住民の代表ですが、住民の方々が見てらっしゃいますからもう一度お伺いします。

この計画書の5ページでは、産業の形態を変化させて、一次・二次・三次の六次化ということが書いてあります。16・17ページでは、今回は地域の生き残りをかけた観光による戦略が重要であるとも書いてあります。19ページには、既存の観光施設の維持、補修、整備などが概ねとして大部分書いてあります。で、50ページには、今のページですけれども、見てみますと、やはり、現在ある施設の維持補修なんかが、再整備が載っております。その次の、さらにページのない事業計画って、細かくてよく見えませんが、まあいろいろ書いてあります。ここの中に、ついこの間、議決したと思われる駅前賑わい事業なんかも書いてあるわけです。あらかじめ書いてあったなというふうに思うわけですが、これを見ますと、只見町というのは3地区の合併町村でありまして、いわゆる只見地区は、只見川流域であるために、明和地区や朝日地区、旧明和地区や旧朝日地区と違いまして、ダム建設によって土地。それから人間、人。その他、様々な物資が奪い取られたというか、提供したというか、4ペ

ージにもありますが、資源が都市部に遺失されております。その結果、只見地区、旧伊北村っていうんですかね、只見地区には、第一次産業、いわゆる農業を中心とした耕作地面積が非常に少ない状態で、これによって商業を立てて生きながらえていくということがなかなか難しい地域でありまして、元来その、ダム開発の時には非常にサービス業が栄えて、サービス業で生きていくんだという、そういうその、どんどんどん、上り坂の調子でしたが、それが終わってから、ご覧のとおり荒廃が続いておるわけです。一番の原因はこのダム開発後の経済の失速、一時は白河市と並んで都市構想できた経過がありますが、その只見地区の、いわゆる過疎進行。それについてソフト部門あるいはハード部門。これがあの、大体、ざっと見せていただきましたが、抜けておりまして、現状を見ますと、商店はなくなり、飲食店もなくなり、特に厳しいのは宿泊業です。私、昔、観光商工の仕事をしておった折には、宿泊業者が只見地区だけで20数軒、全部合わせますと、只見町に30数軒という宿泊がありました。今は10軒未満です。そういう中で、雪まつりに多額の補助金をかけて、人を呼んでも泊まり場がない状態で、あるいは何かイベントをしても、いわゆる賑わいをしても、ここで泊まって、そして2食付きの飯を食うという、そういった消費は考えられないわけです。現状においては、旅館・民宿ともども、只見川の河川改修や電源開発のメンテナンスや何かでお客さんはいっぱいなのですが、しかしながら、ここにいくら観光客を誘致しようと、この本全体に亘って書いてありますが、なかなかその受け入れ先がない以上、お金が落ちないという実態ですので、この過疎計画の中で、やはり、今申し上げたダムの町が減びないような、そういった文言なり、施策なり、これを入れていただかないと、全てを失ったと言いませんが、大方、全てを失った只見地域の残された財産は、その代わりに得る大規模固定資産です。しかしながら、それはあの、失った只見地区の方々に落ちるのではなくて、この町全体に落ちますから、そういう意味では私が住む朝日地区、そのほか明和地区についても、大規模固定資産税の大変な享受を受けております。でありますので、やはり、こう言うところじつげで変になりますが、税負担の公平性から見ても、やはり只見地区を、言葉は中心市街地の活性化と、何とでも言いましょ。賑わい創出事業でも何でもいいですけども、観光のイベントで人を呼ぶということよりは、大切ですよ、結果的にそうなるには、やはり産業基盤の基礎的基盤、踊りに例えるならば、舞台。そして舞台を支える骨組みが大切なんです。そして、その舞台の上で踊るのが、誘客をしてイベントをする様々な事業なんだと、こう考えますので、なんとかその、過疎地域、持続的な発展をするという意味で、その3地区

のおかれた特殊事情を考慮した計画書にさせていただきたいなど。なかなか今これを変えろといってもだめでしょうから、途中で変えるチャンスはあるはずです。私も昔、これ作ったことありますが、なんとか、そのところを、この只見地区の言葉ではなくて、この荒廃ぶりを見ればおわかりになると思いますから、そこから只見地区はやっぱり産業基盤になるのはサービス業だというふうに位置づけて頑張っていたいただきたい。統計上のサービス業いっぱいありますが、統計で言うサービス業というのは公務員も含まれますので、純然たるその接客業と言われるものによって成り立つものは非常に少なくなっておりますし、例えばですよ、悪いと言ってるわけではありませんが、例えば、湯ら里に巨額な財政投資をして、そこに誘客を図っても、それは一事業者が享受を受ける。しかし、只見地区の旅館・民宿さん。あるいは飲食店さん。30数軒あれば、30数軒の事業者がその利益を、享受を受けるわけですから、是非ともその、ここを、先ほど申し上げたように、固定資産税の件もありますし、只見地区については認識を変えていただいて頑張っていたいただきたいと。

ここからまあ、質問ですが、これは途中変更あり得ますか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほどのまずご質問で、途中の変更あるか・ないかということでございます。過疎計画については、これまでも事業が追加になったりとか、項目が変更になった場合については、議会のほうに承認をいただいて変更いただいております。そういった経過がございまして、変更するチャンスはあるということで認識いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

3回目。

○3番（酒井右一君） 変更のチャンスには、是非ともその、只見地区、只見川流域の特殊事情を文書化して、そして、その文書化に伴うソフト事業・ハード事業。これを追加していただきたいと思います。

それはあの、今やるかどうかは検討しなければならないということでしょうが、質問に替えてお願いをいたします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 貴重なご意見、本当にありがとうございます。

今ほどお話いただきました只見地区の中でサービス業といったところでございます。計画

のほうに、そこまで十分にまとめられていれば本来は良かったんですけども、時間の関係等もございまして、そこまで私どものほうでまとめきれなかったという点もございまして、今後、決して事業としてそういったところを疎かにしているわけではございません。計画のほうとして、さらに変更のタイミングがあれば上げると。常に事業としては、ここの過疎計画に載るか、事業として実行しないわけではないですので、そういったことをきちっと踏まえながら先々検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第57号 只見町過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第58号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第8、議案第58号 南会津地方土地開発公社の解散についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） それでは、議案第58号 南会津地方土地開発公社の解散についてご説明申し上げます。

公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、南会津地方土地開発公社を解散するものとする、ということで、南会津地方土地開発公社につきましては、昭和48年に記載の法律に基づき設立された団体でございます。近年、この土地開発公社によって土地の先行取得等行っておりません。今後においても実施の見込みがないということを踏まえまして、今年5月10日の理事会において解散の同意がなされたところでございます。で、記載の法律に土地開発公社については、設立団体がその議会の議決を経て、都道府県知事又は総務大臣の許可を受けて解散するとございますので、今回、議会の議決をいただくものでございます。なお、町から出資をしてございます。出資金について97万5,000円ほど支出ございまして、これについては令和4年度に清算のうえ返還される見込みとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第58号 南会津地方土地開発公社の解散については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第9、議案第59号 令和3年度只見町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 議案第59号 令和3年度只見町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

令和3年度只見町一般会計補正予算（第4号）につきましては、次に定めるところによるということで、まず第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,218万9,000円を追加し、総額をそれぞれ58億6,688万8,000円とするものでございます。

2項におきまして、歳入歳出予算の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるということで定めてございます。

第2条でございますが、債務負担行為の補正ということで、第2表において債務負担行為の追加をお願いしてございます。

第3条におきまして、地方債の変更を第3表ということでお願いしてございます。

おめくりをいただきたいと思えます。

1ページ。まず歳入の予算補正になってございます。町税から町債まで、記載のとおり補正をお願いして、補正額が4億6,218万9,000円ということでお願いしてございます。

2ページ、歳出になってございます。総務費、民生費から、教育費まで、予備費を含めまして歳出補正額におきましても4億6,218万9,000円ということで、総額が58億6,688万8,000円としてございます。

4ページでございます。第2表としまして債務負担行為の補正ということで、今回、只見線会津川口から只見間の鉄道施設等の維持管理に関する負担金ということで、上下分離方式に伴う町負担分。これを令和4年度から令和8年度までの5年間における債務負担、合計、

限度額が9,677万5,000円ということで今回追加をさせていただきたいというものでございます。

第3表 地方債補正ということで、過疎債におきましては、湯ら里の改修部分で事業が確定しましたので減額をさせていただくと。あと臨時財政対策債につきましても、起債額の確定によりまして変更、減額をさせていただくものでございます。

以下、6ページ以降、事項別明細で説明をさせていただきますが、8ページからご説明を申し上げたいと思います。

歳入でございます。

町税につきましては、個人町民税。これ、当初賦課等の確定に伴いまして1,817万2,000円の増額でございます。

地方交付税につきましても、3億9,037万7,000円ということで大幅な増額を今回決定いただきました。

国庫支出金になりますけれども、国庫負担金におきましてはコロナウイルスのワクチン接種対策負担金ということで増額が通知されてございます。

また補助金につきましては、接種体制の確保事業補助金ということで、歳出のほうで超過勤務手当増額をさせていただいておりますので、その部分を増額で見込んでございます。

県支出金でございます。総務管理費の補助金でございますが、土地利用規制対策交付金ということで、内示額に伴う減額となっております。農業費の補助金につきましては、県オリジナル酒米産地力強化支援事業補助金ということで、歳出のほうで出てまいります。県からの補助金をそのまま補助金で支出させていただくものでございます。

県委託金でございます。うつくしま権限移譲交付金ということで、今回、鳥獣対策の部分の増額が見込まれるということで増額をお願いしています。介護認定調査費の委託金については、生活保護等の調査を県から委託を受けて実施するものでございます。

基金繰入金につきましては、財政調整基金のほうで7,600万円とございます。これは商工費のほうで今回、商品券等の支給に充てさせていただくものでございます。地域振興基金80万円につきましては、ふるさと納税の返戻金等の事務費に充てさせていただくものでございます。

10ページにつきましては、過年度収入ということで、国庫負担金及び県負担金。それぞれ児童手当、低所得者の保険料の軽減負担金等の精算に伴う過年度収入ということでござい

ます。

町債につきましては、臨時財政対策債。また、過疎債におきましては、深沢温泉の源泉施設の改修事業ということで事業確定しましたのでそれぞれ減額調整をさせていただいたものでございます。

歳出については各課からご説明申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 11ページ目にまいりまして、3番、歳出でございます。

款2、総務費、1総務管理費、目は企画費でございます。まず報償費55万円。こちらふるさと納税の返礼品。関連がございますので、10番の消耗品費20万円、役務費としまして通信運搬費、郵便、宅配料となっております。この三つなんです、今回、試験的にでございますが、ふるさと納税の返礼品の強化を検討しまして、企画のほうから直接、地域創生のほうから直接返礼品を送るといった中身で、今のところつる細工等の品物を直接、返礼品として町の返礼品に設けまして、それを送るための購入する返礼品の費用。それから消耗費、それから通信費ということで送料等になってございます。それから、14番目、工事請負費、光ケーブル支障移転工事50万円につきましては、只見駅前の電話ボックスの移設に伴う光ケーブルの支障移転の工事費でございます。その下、18番、負担金、補助金及び交付金です。負担金108万6,000円の増です。広域市町村圏組合議会総務費負担金につきましては、昨日の国勢調査に基づきます速報値の補正による増額です。それからJR只見線関連整備負担金ということで100万6,000円ということでございますが、こちらにつきましては電話ボックスの移設に伴う負担でございます。

それから8目、ブナセンター費になります。需用費で85万9,000円ということですが、ブナセンターのほうで7月の落雷等で該当の分電盤等が損害を受けたことや、若干、1箇所、LED化になっていない器具がございましたので、そちらのほうを修繕するための費用として85万9,000円を計上させていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 続きます、情報システム管理費で備品購入費50万円でございます。これにつきましては、この町下庁舎及び保健福祉センターの無線LAN、WiFiの機器の更新ということで、現在、危機の老朽化も含めまして、なかなか繋がりにくい部分が出てきているということで機器の更新をさせていただくものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、菅家亮君。

○振興センター長（菅家 亮君） 10目、只見振興センター費ですが、節7の報償費、講師謝礼2万円の減額。8旅費、費用弁償、講師等費用弁償2万1,000円の減額ですが、こちらにつきましては八十里越フォーラムをコロナのため中止をする部分で減額としております。続きまして、需要費、食糧費2万5,000円の減額。18負担金、補助金及び交付金。補助金ですが、国道289号早期全線開通促進事業補助金ということで、こちらは夏休みに高校生が国道289号を踏破する事業がございますが、こちらもコロナのため中止となったもので減額をするものでございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 続きまして、12ページの総務管理費、諸費でございます。積立金としまして地域振興基金積立金2億7,000万円でございます。後年度の財政負担に備えまして今回、積み立てをさせていただくものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 民生費でございます。目の1、社会福祉総務費でございます。

18補助金。負担金、補助金でありますけれども、介護タクシー利用助成事業補助金ということで新しく計上させていただいております。内容は、今年度、町内に介護タクシーの事業者が誕生いたしました。介護タクシーの利用につきまして、ゆきんこタクシー、そしていきいきバスが運賃が1回200円ということになってございます。それと同様の200円になるように利用者に支援するものでございます。町内は200円でございますけれども、町外は利用者負担を2分の1としまして、これ利用できるのは福島県内だけなんでございますけれども、ただし、町外の場合は助成の上限は1万5,000円としております。想定では会津若松まで3万円かかりますので、その半分を助成するというので、ゆきんこタクシーを利用できない方、車椅子の方やそういった方の支援になるものというふうに考えてございます。金額は136万円でございます。大体、これ、町内ですと200回、そして町外ですと20回を想定した金額で計上させていただいております。

続きまして、老人福祉費でございます。老人福祉費の使用料及び賃借料でございますけれどもバス借上料75万8,000円の減額は敬老会を中止、中止といいますか記念品配付にしたためにバスの借上料の減額でございます。続いて、下の避難行動要支援者等管理システム

使用料ということでございますけれども、こちらのほう、要支援者の名簿を今、作成を手掛けていますところでありまして、個別避難に必要な要支援者台帳。そしてハザードマップ。そして住宅地図帳を重ねてパソコン上で作成するものでございます。今年度中に関係者のほうに作成して配付するために予算を計上させていただくものでございます。

続いて、障がい者福祉費でございます。こちらのほう141万5,000円でございますけれども、令和2年度負担金及び補助金の精算による返還でございます。

13ページであります。介護保険費でございますけれども、こちらのほうは令和2年度の精算による繰出でございます。

続いて、下段になりますけれども、児童福祉費でございます。児童福祉総務費につきましては、令和2年度の補助金の精算による返還15万1,000円でございます。

続いて、明和保育所費の報酬、給与から旅費まででございますけれども、6月からパートタイムの職員一人がフルタイムに変更になったことによる修正でございます。

続いて、14ページでございます。保健衛生総務費でございますが、こちらのほうは負担金、そして償還金等につきましては、償還金につきましては令和2年度の精算によるものでございます。

続いて、予防費でございます。こちらのほう、先ほど歳入のほうで説明がありましたけれども、超過勤務につきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種に伴うものでございまして、歳入のほうでは国の補助金でみてございます。続いて、下段の委託料につきましては、ワクチン接種の委託料でありまして、こちらのほう、途中で国のほうで接種を早めるために加算をいたしまして、その分の時間外に加算、そして、休日加算ということで、時間外にも接種するように、そして、休日にも接種できるようにということで、その分の加算がありましたのでその分の経費850万を計上いたします。

続いて、保健事業費でありますけれども、こちらのほう7万6,000円でございますが、文化祭が中止になりましたことによりまして、文化祭の時に行っておりました、私の自慢のごはんコンテスト、小中学生を対象にしておりましたコンテストがありますけれども、こちらのほうの報償をこちらのほうで計上するものでございます。

保健センター費でありますけれども、修繕料146万円につきましては、保健センターの自動ドアの修繕。そして、給湯タンクの改修。そして、デイサービスのホールの照明改修。そして、デイサービスの浴室の排煙窓の修繕等になってございます。17、その下の備品購

入費でありますけれども、デイサービスの折り畳みベッドを購入したいというものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 14ページの最下段です。款の6、農林水産業費。1目、農業委員会費でございますが、農地情報公開システム台帳変換業務委託料28万6,000円をお願いするものです。こちら国が整備を進めている農地ナビ、農地情報公開システムでございますけれども、町の農地情報を提供するためにアップロード用データの変換業務を委託するという内容でございます。

15ページにまいりまして、3目の農業振興費、補助金でございます。歳入の中でも説明がございましたが、県オリジナル酒米産地力強化支援事業補助金200万円を補助するものでございますけれども、こちら合同会社ねっかが、本年5月に輸出用の日本酒製造免許を取得をいたしまして、日本酒製造に取り組みプロモーションを行うというようなことが県補助に該当するというようなことで、今回、県補助を受けて町が補助するというものでございます。県が低額補助、上限200万円ということで、その金額を助成するという内容でございますが、内容としましては、広告宣伝費として輸出用のホームページの作成であったり、パッケージデザイン、ラベル、化粧箱デザイン等を作成をするという内容になってございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、5目、交流施設費でございます。10節、需要費で修繕料でございます。120万の増額をお願いするものでございますが、こちらは7月30日、落雷によりまして交流センターの機器修繕が多数発生するといったような状況が出てまいりました。その後の経年劣化等もございまして、今後の運営にあたって修繕料の不足が見込まれますので、今般120万ほどの予算の増額をお願いしたものでございます。続いて、14節、工事請負費でございます。深沢温泉源泉施設改修工事ということで、源泉の湯量低下の改善ということを目指しまして工事のほうを実施してまいりましたが、工事中に井戸内の不具合が確認をされまして、最深部までの施工まで至らなかったといったようなことで、工事完了に伴いまして不用額の減額ということで2,659万8,000円の減額をお願いするものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 7目の農地費でございます。総額として752万1,000円をお願いするものでございます。補助金としまして農業用施設整備事業集落補助金637万8,000円をお願いするものですが、こちら2集落ございまして、一つは熊倉区ということで、老朽化した鉄製の調整柵の落とし板のところについて、人力で速やかに操作できる簡易ゲートに更新をしたいというものが1件。もう一つとしては、布沢区から出ておりまして、本年、管路化した大久保水路の擁壁等の補強を実施をしたいというようなことの補助金でございまして、どちらも旧辺地集落と30戸未満の集落ということで8割補助ということになってございます。続いて、優良農地確保支援事業補助金114万3,000円でございますが、こちらにつきましても国・県補助事業の対象とならない小規模面積の農地の土層改良をするうえでの補助事業がございまして、町単7割補助ということでございますが、塩ノ岐地区の認定農業者、3筆、約4,000平方メートルの土層改良を実施したいということで補助金として交付したいものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、15ページ下段になります2目の商工振興費でございます。2節委託料といたしまして、総額6,690万9,000円の予算をお願いするものでございます。まず1点目であります。飲食弁当事業者応援クーポン事業委託料ということで2,234万3,000円をお願いしております。これにつきましては、現在の新型コロナウイルス感染症の影響によります来訪者減少、また、購買意欲の減退といったような需要減退の影響を受けております町内飲食事業者等を支援をさせていただきたいということで、現行、プレミアム商品券が10月末までということで発行されております。この利用期限となります10月末以降、11月1日を予定をしておりますが、町内の飲食店で使用できるクーポン券、町民一人当たり5,000円といったような形で全町民に配布をさせていただきまして、消費喚起による商業活性化また町民生活の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。昨年も同様の事業行っておりまして、また今年度も実施をしてまいりたいというふうに考えております。また、下段でございますが、町内利用商品券発行事業委託料4,456万6,000円であります。こちらにつきましても、やはり同じように新型コロナウイルスの感染症の影響を受けております町内の観光商工事業者等を支援するために、やはり11月1日を目標といたしまして、町内事業者限定で使用できます商品券。こちらは町民一人当たり1万円を想定をしております。これを全町民に配布をさせていただきま

して、消費喚起による商業活性化また町民生活の支援を行ってまいりたいというものでございます。こちらにつきましても昨年、一度実施をしておりますが、同様の内容におきまして、今年度も実施をさせていただきたいというものでございます。続きまして、その下段でございます。18節、負担金、補助及び交付金ということで910万円、総額お願いしたいものでございます。内容といたしましては、プレミアム商品券の発行事業補助金ということで910万円でございます。こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けております町内の観光商業事業者等の支援ということで、現行、プレミアム商品券の発行期限となります10月末、やはり11月1日目標に発行してまいりたいというふうに考えておりますが、只見町商工会が行います第二弾のプレミアム商品券。現在発行総額4,000万円、プレミアム率20パーセントということで想定しておりますが、こちらのほうの発行をしていただくといったようなところに補助を行いたいというふうに考えているところでございます。

3目、観光費であります。16ページでございます。3目、観光費で報償費でございます。講師等謝礼ということで6,000円でございますが、こちらは只見町と三条市、南会津町。こちら3市町が連携して取り組んでおります越後南会津街道観光地域づくり円卓会議ということで取り組んでおりますけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止という観点から、当初、複数の会議を合同開催ということで予定をしておりましたが、これを分割して開催するといったようなことになりまして、会議の回数が増えたことによりまして予算不足が見込まれますので、今般、増額補正をお願いしたいというものでございます。続きまして、18節、負担金、補助及び交付金ということで、全体で229万6,000円の減額でございますが、まず負担金といたしまして、広域市町村圏組合商工費負担金4,000円の増でございます。こちらは令和2年の国勢調査の人口速報値が公表されました。これによりまして各町村の人口割の基数が変更となったということで調整の増となったものでございます。水の郷うまいもまつり実行委員会補助金230万円の減額につきましては、実行委員会におきまして新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から本年度の事業中止を決定をされましたので減額をさせていただきたいものでございます。24節、積立金であります。観光施設等整備基金積立金1億円ほどでございますが、経年劣化等によりまして、近年、観光施設の改修、修繕項目が増えてきております。後年度の負担に備えるために積立を行いたいというものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 16 ページ下段でございます。款の8、土木費。2目の道路維持費でございますが、補正額819万6,000円をお願いするものでございます。10節の需用費、消耗品でございますが、除雪機械分524万6,000円ということで、降雪状況によりまして利用にばらつきがあるということで、例年、シーズン終了後に状況確認して補正をお願いしているところでございますが、今回、ロータリーとドーザーのタイヤチェーン、それぞれ1台ずつを交換したいと、購入したいというものと、ドーザーのスノータイヤ部分、2台分を購入したいというようなことで今回補正をお願いするものでございます。委託料につきましては道路維持管理業務委託料ということで200万円をお願いしてございますが、今冬の豪雪によりまして維持補修箇所が非常に多いということで、当初800万円ちょうどいをしておりましたが、200万円増額をしたいという内容でございます。15原材料費でございます。維持補修材料として95万円補正をお願いするものでございますが、同様に豪雪により舗装補修箇所が多いというようなことで補正をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 17 ページ、消防費でございます。1目、非常備消防総務費でございます。修繕料でございますが、これにつきましては春先になるんですけども、防災無線LANの電波の発信装置のほうの不具合が生じまして、只見小学校ですとか、只見振興センター、また新屋敷方面等に電波がいかない、疎通ができない状況になっておまして、早急にこれ、防災上の観点から解決しなければならなかったというところがございまして既定予算でこれやらせていただいたところでございますが、今現在は解消してございます。今後、修繕料等で不足等が見込まれますので、今回、この150万円を補正させていただきたいというものでございます。

続いて、2目、常備消防総務費のほうでございます。負担金マイナス137万9,000円でございます。これにつきましては、広域圏組合のほうで消防車1台と、それに搭載する機械器具類の資機材一式の購入をされまして、それに伴います受け差が生じたので、その分の負担金の減額ということになってございます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、馬場一義君。

○教育次長（馬場一義君） 17ページ下段になります。教育費、教育総務費、事務局費でございますが、負担金としまして広域圏の負担金。国勢調査の人口速報値の修正がありまして1万1,000円の増額となっております。

語学指導事業費。こちらも広域圏の負担金であります。新型コロナの影響もありまして、桜枝岐村派遣予定のALTが不在だったといったようなことがありまして43万7,000円の減額となっております。

奥会津学習センター費、消耗品5万9,000円ですが、公用車の冬タイヤを購入したいと思っているものでございます。

18ページにまいりまして、小学校費の教育振興費。委託料、小学校設置機器調査委託料62万7,000円ですが、学校のICT機器の管理台帳、それからネットワーク図。こういったものの作成をしたいということで補正をお願いするものです。

それから3小学校、只見・朝日・明和小学校費。いずれも消耗品が6万2,000円とあがっておりますが、こちらタブレット端末の保護フィルムを購入をしたいと、そういうものでございます。

続いて、中学校費。学校管理費、需要費の修繕料ですが、中学校の校庭の敷地内にあります町の自営柱の外灯を、傾いているのでちょっとそれを撤去しまして、別途付け替えを行いたいということで57万円でございます。

教育振興費の委託料ですが、先ほど出てまいりました小学校と同内容となりますが、ICT機器の管理台帳、ネットワーク図の作成を委託するものでございます。

それから中学校費の消耗品。こちらも小学校でも出てまいりましたタブレット端末の保護フィルム購入のため13万3,000円の増額をお願いしております。

19ページにまいりまして、社会教育費の文化財保護費。印刷製本費22万6,000円でございますけども、奥会津の戦国文化のシンポジウム。こちら10月3日に予定をしておりますが、そちらの報告書、500部の作成をしたいということで22万6,000円の増額をお願いしております。

それから、ただみ・モノとくらしのミュージアム費ですが、講師等謝礼ということで、展示指導の謝礼を専門家の方に来ていただいております。ということで、県外の方ですが、ワンクール3日で14回を予定しております。45万円の増額をお願いしております。それから費用弁償ですが、今ほどの展示指導の費用弁償としまして、栃木

県からいらっしゃいますが、56万円ほど。それから、専門部会の委員の会議がちょっと増えておりまして、そちらのほうの不足見込み17万1,000円。それと、モノとくらしのミュージアムの研修を予定してございまして、そちらの費用弁償12万4,000円。合わせまして85万7,000円の増額をお願いしております。一般旅費につきましては先進地研修の職員分の研修旅費ということで12万6,000円でございます。

それから、保健体育費の体育施設費。修繕料20万円でございますが、亀岡多目的広場の管理棟。こちらのほうに扉を設置する必要があるということで20万円の増額をお願いしてございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 19ページ最下段になります。予備費449万4,000円を増額させていただいて調整をさせていただきました。

20ページ以降につきましては、給与費明細書となっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） ここで、暫時、休議します。

再開を3時20分からといたします。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時18分

○議長（大塚純一郎君） 全員おそろいですので、休議前に引き続き会議を開きます。

それでは、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 2点ほどお伺いします。

まず12ページ、老人福祉費の中の避難行動用支援者等管理システム使用料ということで、これあの、要支援者の名簿作成とハザードマップ等のお話をされましたけれども、これを、例えば地区の民生委員とかが利用されるようになると思うんですけれども、配布先はどこに

なるでしょうか。というのと、16ページの観光費の中の積立金。これ1億円となっており
ますけれども、これ、説明の中では老朽化した公共施設等の後年度負担分に備えるためとい
う説明がありましたけれども、金額が大きいので、今のところ予想される、その修繕が必要
とされるような場所、候補はあるのでしょうか。この2点についてお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 老人福祉費の避難行動要支援者管理システム使用料に関わり
まして、その配布先ということでございますが、今ご質問ありました避難に関わるものでご
ざいますので、民生委員。そして消防団関係者、避難手伝っていただける方。そして、その
関係者等を想定しておりますが、詳細については協議して決めたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 16ページの24節、積立金についてのお質しであります。
金額1億円ということでございますけれども、観光施設、現在、細かいところで、どことい
ったような想定はないわけでございますけれども、場合によっては、昨日の一般質問等でも
ございました湯ら里の源泉施設。こういったところでの新たな源泉施設の整備。こういった
ところにも活用ができるかといったところでの積立の想定でございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） すぐその、原団地の教員住宅であります。教員住宅のトイレが、

○議長（大塚純一郎君） 何ページですか。

○9番（三瓶良一君） 17ページです。17ページの教育費でございますが、教員住宅のト
イレが、もう非常に古いものになっちゃっていて、今時、ああいう古いもの使ってるところ
ありませんというようなことを、修理をされている方からこの前言われました。これはあの、
今は洗浄式のトイレが普通かと思いますが、これについて、是非あの、検討を、改修を検討
していただきたいなど、私も思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、馬場一義君。

○教育次長（馬場一義君） 教員住宅、原住宅に関してのご質問でございますけれども、原住宅
に関しましては、昭和59年度建築の鉄筋コンクリート造りの住宅でありますけれども、今現
在はちょうど外壁の改修工事をやっておりますが、トイレの状況について、担当のほうでは

存じ上げていると思いますが、ちょっと私、実際に見たことがありませんので、早速、その現地の確認をさせていただきまして、そのうえで、やはり必要性に応じてそういった対応をとってまいりたいと思います。それに限らず、教職員の方々の住環境の向上に努めてまいりたいと、そのように考えます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 18ページの、商工費の関係ですが、15ページです。15ページ間違いました。15ページです。

この中でいくつかお尋ねします。委託料の飲食弁当事業者応援クーポン事業。これ、一人5,000円、当たりということで、去年かな、も配付されました。ただ、町民の方からは、免許の、特に免許がない方、使い方が、非常に使い勝手悪いという、結構、不評の声聞かれましたけれども、そういう点は皆さんの耳に届いていて、そういうのも考慮したうえでのこの計画なのか。

それとあの、プレミアム商品券。今年度も2回に分けて発行されてますけど、これらを購入した人の、いわゆる頭の数。いわゆる、1回目・2回目あるわけですね。1回目で買った人が2回目でまた買っているということもありますので、それらは1回目1、2回目1だとすれば、それは合計2じゃなくて1というふうに計算した場合、どれだけの町民の方が購入されているかというデータは、あったら教えてください。ということは、何故これ質問しているかということ、買えるお金がある人はいいんですよ。買えない人もいるということ含めて、そこは検討したいと思いますので、是非お願いします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ありがとうございます。

クーポン事業につきまして、やはり移動手段がない方につきまして、使い勝手が悪いというような話、当初いただいたように思っております。その中で、取扱店のメニューをその後、皆様方にお知らせをさせていただいて、そういった商店の使えるもののご紹介をさせていただいた際には、お持ち帰りであったり、配達ができるといったような表記もさせていただいて、自宅からも利用ができるといったようなことで紹介をさせていただいたところでございます。最終的に全体の利用率として97パーセント、換金率がパーセンテージとして利用い

ただいたといったようなところがございます。ので、ある程度、全体的にはご利用いただいたのかなというふうに考えているところでございますけれども、やはり、委員ご指摘のとおり、どちらかというとはやはり朝日・明和地区の利用率。こちらのほうが若干弱い部分がございますので、今般の取り組みにつきましては、また改めて、そういったお持ち帰りであったり、配達、こういったものをお店側のほうにもご協力をお願いして、なるべく多くそういった取り扱いができるようにして、利用の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

プレミアム商品券につきましては、いわゆる買えない人もいるといったような観点でのご質問でございます。大変申し訳ありませんが、1回目・2回目という形で、全体の頭数といったようなところは申し訳ありません、ちょっとつかんでおりません。そういった中で購入された方々につきましては、やはり99パーセントを超える利用をいただいております。そういった中で町内の経済をまわすという中では非常に大きなインパクトのあるものだとも思っておりますので、今回の新型コロナに関しての経済対策として取り組みをお願いさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 同じく15ページの、工事請負費で2,600万ばかりの減額だったんですが、これはまあ、源泉の堀り直しということで、途中で何らかの障害があってできなかったということだったようですが、あそこには高純度のステンレスが、錆びないものが、当時、確か3,600万程度のもが入っておったんですが、そういったものはどうされたのか。今、ステンレスとか、盗難事件で非常に高価なものですから、工事の際に廃棄されたりすると、これまた問題なんで、どのような状況で障害があって、途中でやめたのか。そしてその埋め込んであったステンレスはどうされたのかお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ご質問の今回の工事の内容についてでございますけれども、委員ご指摘のステンレス管につきましては、全体として1,500メートルの管があるわけでございますけれども、そのうちの500メートル、いわゆる入り口から500メートルに

ついて、源泉の温度低下を防ぐためにステンレス管のほうの挿入をさせていただいて、いわゆる二重管という形で施工をしたような経過がございます。今回、不具合が見つかったのは、その500メートルから先の部分でございます、そちらのほうにつきまして、ちょっと、業者のほうでもやはり原因が、はっきりとした原因がわからないといったようなところでございますけれども、その管の形が崩れているといたしますか、500メートルから下の部分の管の形がもう崩れてしまっていて、いわゆる、なんていうんでしょう、土の壁が見えている状態といったような中で、それ以上作業を進めると、その土壁が崩れてしまうといったような状況が見えてまいりましたので、作業を途中で中断をし、できるところまで浚渫作業を行ったところで作業を中断をして、最終的に元の状態に戻して工事のほうは終了したといったような状況でございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 地層のずれとか、いろいろありますでしょうから、わからないというんならわからないでしょうが、そうしますと、高純度のステンレスというのは、そのまま埋めてしまったということですか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ステンレス管につきましては、500メートル付近までは、今まさに残っておりまして、そちらのほうは今の現在の井戸で活用させていただいている状況でございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 11ページのふるさと納税についてお伺いします。試験的にというか、非常に良いアイデアだと思って説明を受けました。で、つる細工は高価なものというイメージが僕にはあるんです。なので、大体どのぐらいの金額のものを想定なさっておるのか。それから、試験的に、今度、物品としてつる細工を追加したということですが、それに併せて、例えば、いわゆるソフト、例えば山形県のある町では、自分の実家の雪堀を、そのふるさと納税に充てているところもあります。で、今、僕はずっと思っていたんですが、例えば、湯ら里1泊の宿泊券とか、そういったものは、コロナ過ではありますけれども、只見に縁のある人というか、聞いてみますと定期的に泊まりに来ている人もいらっしゃいますし、形は違

いますけども、縁のある只見に来て、そして、ここに自分の実家があったとか、それから僕のお客さんにもいらっしゃるんですが、僕は米、あれしてますけども、そういう方はやっぱり只見が好きで、湯ら里には、毎月休養に来ているとか、そういう需要も聞いているものですから、そういったものの試験的にやられてみてはいかがかなと思ったものですからお聞きします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問にお答えさせていただきます。

まず、今回、試験的に扱わせていただくつる細工ということで、高価なものということなんですけども、一般的なつる細工の籠になりますと2万円から3万円のもので想定しております。それ以外に、またたび細工ということで、ザルなんかも商品のラインナップとしてあげたいなということで計画をしております。

それから今、お話をいただきました、例えば雪堀とか、宿泊券とか、ということで、そういった中身につきましても、実は今回のふるさと納税の商品のラインナップにつきましては、地域創生課の、課の職員がそれぞれアイデアを出し合うという形式にさせていただいております。その中で、例えば、今ちょっとあがっているものは、分校で体験をセットにした宿泊券はどうかなという意見も課の職員から出ておりますので、今回、予算として計上させていただきますので、そういった中でできるもの、今言った宿泊券なんかも実現の可能性あると思います。そういったところも含めて検討させていただければと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 先ほどの関連ですが、15ページの飲食弁当クーポン、それから町内利用の商品券、プレミアム商品券関連で、これ11月1日から取り扱えるようにしたいということですかね。そして、この使用期限。これまでの発行だと、かなり短くて、町民の方も使うのにせわしないというか、期限が迫っていたということあったように思いますので、その辺はどんなふうを考えているのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 使用期限につきましては、可能な限り長いほうが良いといっ

たようなこともございますが、やはり事務処理上の都合等々もございまして、今想定をしておりますのは、なんとか2月中旬ぐらいまでは使えるような形でお願いをしたい。いわゆる年末年始。こういったところからなんとか2月15日、2月中旬ぐらいまで使えるような形で発行を想定しているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 2点お伺いいたします。

8ページの歳入の地方交付税が3億9,000万とありますので、すみません、勉強不足ですみません。そういったものがこう、3億9,000万のお金が、どっとくるというところは、どういうところが起因しているというか、中身というものというか、こういったことでこのお金がなりましたというところ教えていただければと思います。

あともう一つは15ページの商品券関係なんですけれども、ほかの自治体でマイナンバーの交付というか、取得率を上げるために商品券と絡めたような事業があったように思いますが、そういったご検討はされたでしょうか。

以上、2点お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 地方交付税。今回、3億9,000万円の増ということで、総額で26億9,000万円ほどになってございます。この要因としましては、前年度対比で申し上げますと、まず、収入のほうは、やはり固定資産税の減額が大きくなってございます。そういったことで基準財政需要額、基準財政収入額ですね、のほうは約4,000万円ほど落ち込んでいるということでございます。で、逆に、基準財政収入額、需要額ということで、支出見込まれる部分。消防費であったり、地域振興費。様々な個別の算定経費ございますが、その中で約9,300万円ほど多くなっていると。併せまして、今回のデジタル化の推進といったようなところでの算定が約7,000万円ほどございます。あと公債費のほうで伸びてございます。それも4,000万円ほど。様々なところで伸びております。その差額、収入額と需要額の差額で26億というように算定になっているということでご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 各種クーポン事業、また商品券の発行等々につきましてのマイナンバーカードの利用といったようなご指摘でございました。今回につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響といったところを、早く支援をしていくといったところ。消費喚起による商業活性化また町民生活の支援というところを考えていった時に、まだちょっとマイナンバーのほうの普及率を考えますと、やはり町民に一番使いやすい、使っていただきやすいといったようなところは、やはり紙ベースなのかなといったところで、現在は想定をしております、今のところマイナンバーを活用した、こういったカード、商品券の利用といったようなところは想定はしておりません。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） すみません。私の質問の仕方が悪くてすみません。

マイナンバーの取得率を上げるために、そういったところをされていると、例えば、20パーセント還元が30パーセントの還元のほうが買えるだとか、そういったところ、そのマイナンバーの普及率を上げようというものと、商品券と、組み合わせて何かできないかというところをご検討されたでしょうかというご質問でした。すみません。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 大変恐縮ではありますが、そういった観点での検討はしておりません。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかに。

ありませんか。

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第59号 令和3年度只見町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（大塚純一郎君） お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

ご苦勞様でした。

(午後3時41分)

